第11回社会資本整備審議会産業分科不動産部会

第二次中間整理(案)

参考資料

平成18年12月15日 国土交通省総合政策局不動産業課

【目 次】

		投資顧問業							抜米	ት)	•		•	•	•		•		•	•		•	•		•		٠		•	•		•		•	•	• 1
2.	年金	基金の現状	と不動	産投	資への	のニ-	ーズ																													
	年金	È基金の現状 È基金の不動	産投資	の状況	況•				•		•		•	•	•		•		•	•			•		•		•		•	•		•		•	•	• 2
	· 年金	基金の資産	運用手	法																																
	i)	資産運用に	関する	厚生:	年金	保険	法等に	にお	ける	5規	定(1) •		•			•		•				•		•				•			•		•	•	- 3
	ii)	資産運用に	関する	厚生:	年金	保険	去等	にお	ける	5規	定(2) •		•			•																	•	•	- 4
	iii)	資産運用に	関する	厚生:	年金	保険	去等	にお	ける	5規	定(3 •		•																				•	•	٠ 5
	年金	における不	動産の	運用	手法(の現	犬・							•																				•	•	- 6
	i)	自家運用の	場合①	(投	資信	託活	用ス:	+-	· ム)					•			•																	•	•	- 7
	ii)	自家運用の	場合②	(金	銭信	託活	用ス:	+-	· ム)					•			•		•										•					•	•	• {
	iii)	外部運用の	場合・											•																				•	•	. (
	iv)	金銭信託活	用スキ	ーム	(投	資顧	問付:	き)						•			•																	•	•	• 1
	年金	基資資資に自自外金基基基度の運運運は家家部銭金金金投資用用用る用用用託事資ニ顧産ににに不ののの活務産一問	局体制	の状況	況•									•			•																	•	•	• 1
	年金	基金の資産	規模別	基金	数の	割合								•			•																	•	•	• 1
	年金	基金のニー	ズの実	態•										•			•								•									•	•	• 1
3.	不動	產投資顧問	業者に	求め	られ・	る能	カ																													
	 不動 	產投資顧問	業者に	投資:	家が	求めん	る能	力①) •					•			•								•									•	•	• 1
	 不動 	產投資顧問	業者に	投資:	家が	求めん	る能:	力②			•			•			•		•										•					•	•	• 1
	 不動 	」産投資顧問 」産投資顧問 」産投資顧問 」産投資顧問	業者に	求め	られ・	る最付	低限(の要	件					•																				•	•	• 1
4.	他の	業者におけ	るネガ	ティ	ブ情	報等(の公	開																												
	·他の)業者におけ)業者におけ)業者におけり業者におけり業者におけり業者におけり業者におけま	るネガ	ティ	ブ情	報等(の公	開①			•			•			•		•										•					•	•	• 1
	他の	業者におけ	るネガ	ティ	ブ情	報等(の公	開②) •					•			•								•									•	•	• 1
	他の	業者におけ	るネガ	ティ	ブ情	報等(の公	開③			•			•			•		•				•		•				•			•		•	•	- 2
	·他の	業者におけ	るネガ	ティ	ブ情	報等(の公	開4			•			•			•		•										•					•	•	- 2
5.	金融	商品取引業	(投資	運用:	業)(の制度	度的/	枠組	H() ~	3			•			•		•				•		•				•			•		•	•	- 2
6.	不動	產投資顧問	業の現	状																																
	不動	D産投資顧問 D産投資顧問 Eの経緯・・	業登録	規定に	につ	いて			•		•			•			•		•	•			•		•		•		•	•		•		•	•	- 2
	・策定	2の経緯・・							•		•			•			•		•	•			•		•		•		•	•		•		•	•	• 2
	 不動 	產投資顧問 一般不動產 総合不動產投資 不動產投資	業の実	態に:	つい.	T																														
	i)	一般不動産	投資顧	問業							•			•			•		•				•		•				•			•		•	•	- 2
	ii)	総合不動産	投資顧	問業					•		•			•			•		•	•			•		•		•		•	•		•		•	•	- 3
	iii)	不動産投資	顧問業	(総:	合)(の登録	禄状:	況に	つし	いて	•		•	•	•		•		•	•			•		•		•		•	•		•		•	•	- 3
	iv)	不動産投資	顧問業	の登	録状え	況の打	推移し	につ	いて		•			•			•		•										•					•	•	- 3
7.	不動)産運用の能	力																																	
	- 「証	[券取引法等	の一部	を改.	正す・	る法律	津の	施行	に作	ťラ	関係	系法	よ律	の	整值	#等	に	関す	る	法征	律第	Z	120	おけ	る	官地	建:	物取	吲	業(の改	(正[内容	ž •	•	- 3
	・宅建	業法におけ	る信託	受益	権等の	の取る	引時(の情	報技	そり とり とり とうしゅう こうしゅう こうしゅう かいし しょう はいし かいし かいし しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅう しゅ	内	い容	こつ	いい	て・		•		٠	•			•		•		•		•	•		•		•	•	- 3
	不動	 産証券化協	会認定	マス・	タ — f	制度(の概点	要▪																	•				•					•		- 3
	• 不動	産証券化協	会認定	マスケ	ター	養成	講座の	の内	容		•			•			•		٠	•			•		•		•		•	•		•		•	•	• 3

【目次】

	不動産に関する	5専門的	な資格	各につ	いて	• •				•		•	•	• •	•	-		•	•		•	•	-	•		•	•	•	•		•	•	•	• •	- 3	,
	・証券アナリス	卜制度概	要・・												•																	•	•		- 3	38
	8. 不動産投資-	-任サー	ビス第	能にお	ける	利益	相反	页行	為に	こつし	ハて	-																								
	• 不動産投資一位	チサービ	ス業に	こおけ	る利	益相	反彳	テ為	のホ	見定化	列(1) ~ (10)																						- 3	3!
	不動産投資ー件	-・ +サービ	ス業に	こおけ	る利	一 益相	反名	テ為	のま	見定化	列と	不	動履	全投	·沓	酮	非	咨	録も	見定	بر ا	の目	国係												- /	1!
	·不動産投資一位 ·不動産投資一位 ·不動産投資一位 9. 不動産投資層	ェノ 酒問業デ	ータイ	- 65 . 7 ベース	150	いって			• •		,, _			- ;~	•	P	-, /	•			· -	• •	• 1710												. F	5(
1	10. GIPSについて	共III		. ,	.,		•																												·	
	GIPSITOLIT																																		. [
	・GIPSについて ・GIPSの具体例	n																_																	. [, ; ,
	・GIPSの具体例(D								· -		-			_			_			_		_			-			-		-	_	_		- [:
	・GIPSの具体例(<u> </u>	• • •		• •	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	• •	• 0) ,
	・UIPSの具体例の	3) • • • 7 0 1 D0 2#		· · ·		• •	•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•		•	• •	•	•	•	• •	• 5	- 1
	・わが国における	56175準	拠のも	大沈 •		٠.	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•		•		•	•	•	• •	• 5	1;
	• GIPS準拠等の流					٠.	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	• •	•	•	• •	•	•	•	•	• •	•	•	•	•		•	•	•	• •	• 5)(
	11. 米国における	5年金基	金の理	見状	_	_																														
	・米国における・現在の米国におり	F金基金	の投資	資特性	<u>(1</u>)~	2 •		• •	• •	•		•	•	• •	•	•	• •	•	•		•	• •	•	•		•	•	•	•	• •	٠	•	•	• •	- 5)
	・現在の米国にお	さける投	資顧問	引業者	の業	態•		• •		•		•	•		•	•	• •	•	•		•		•	•		•	•		•		٠	•	•		- 5)(
	・現在の米国年金	を基金の	投資に	こ至る	まで	の業	務こ	フロ	<u>— [3</u>	₹ •		•	•		•	•		•	•		•		•			•			•		٠	•	•		- 6	j
1	12. 米国における	る不動産	投資關	頂問業	につ	いて	-																													
	・米国の投資顧問・米国の投資顧問	引業法の	概要·												•			-														•			- 6	;
	・ 米国の投資顧問	引業法の	規則は	こおけ	·る具	体的	事例	列(1)	(相	既訳)																									- 6	;;
	・米国の投資顧問	引業法の	規則は	こおけ	·る具	体的	事例	91(<u>2</u>)	(相	玩訳)																									- 6	;;
	米国の投資顧問	男業法の	規則(:	こおけ	る旦	体的	事例	91(<u>3</u>)	(相	(別記) -																								- 6	54
	• FRISA法と投資	· 外面問業	の関係	-00.7 [[]						, H																									• F	;!
	ERISA法と投資ERISA法と投資	文词点次 坐問語名	の関係	<u>(v)</u>																															. 6	;(
	・ ERISA法と投資	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	の関係	K 医② .																															. 6	
	ニハコンハル (二) 汉月	マ戚川禾	マノスリア	下(シ) -				-		-	-	-	- '	-	-	- '	-	_	-	-	-		-	- '	-	_		-	-	-	-	-		-	- (,

不動産投資顧問業に関する第一次答申の指摘(抜粋)

Ⅲ 講ずべき施策

- 6 年金基金等による長期安定的な不動産投資の促進
- (3) 今後講ずべき施策

(不動産投資顧問業制度の充実)

<u>年金基金など多様な投資家の長期継続的な不動産運用(=売買及び賃貸管理を一任する継続的な不動産取引関係)のニーズに対応できる法制度</u>を整備すべきである。例えば、運用資産の倒産隔離性を確保した上で、投資家の長期的な不動産投資の方針に基づいて、資産運用会社(不動産投資のプロ)が不動産の取引や管理を行い、取引の結果と資産管理の現況について投資家に対して報告することなどを業とする「不動産投資顧問業」制度の充実を法制化も含めて検討すべきである。なお、法制化を検討する場合には、宅地建物取引業法上の取引一任代理等制度の拡充も含めて検討すべきである。

その際、投資家の利便性の向上の観点から、実物不動産取引の一任サービスと不動産投資商品への投資一任サービスの総合的なサービス提供のあり方についても検討を行うべきである。

上記の取組により、自らも受託者責任を負っている年金基金や個人富裕層などより幅広い投資家層の不動産投資市場への参加が期待される。

Ⅳ 残された課題

(1)「一任サービス」型の不動産投資顧問業の制度設計

年金基金等による長期安定的な不動産投資の受け皿となる「一任サービス」型の不動産投資顧問業のあり方については、<u>売買及び賃貸管理を一任する継続的な不動産取引関係などの長期継続的な不動産運用のニーズに応える法制度</u>がどのようなものであるか等宅地建物取引業法上の具体的な制度設計について検討を継続する必要がある。

年金基金の不動産投資の状況

国内の債券/株式、外国の債券/株式という伝統的な資産による運用が、全体の8割以上を占めており、不動産は全体の1%にも満たない。

資産構成割合

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	一般勘定	不動産	その他	短期資金
1990年度	21.7%	13.0%	5.2%	5.4%	36.9%	0.6%	14.0%	3.2%
2005年度	20.9%	30.8%	11.7%	18.3%	7.5%	0.8%	6.6%	3.5%

→ 81.7%

※企業年金連合会資産運用実態調査による。

資産運用に関する厚生年金保険法等における規定①

現行の厚生年金保険法

(年金給付等積立金の運用)

第百三十六条の三

年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用しなければならない。

- 「一 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託(運用方法を特定するものを除く。)
- 二 生命保険会社又は農業協同組合連合会への保険料又は共済掛金の払込み
- し三 投資顧問業者との投資一任契約であつて政令で定めるもの≪投資判断の全部を一任することを内容とするもの≫の締結
- ✓四 次に掲げる方法であつて金融機関、証券会社その他の政令で定めるもの(以下「金融機関等」という。)を契約の相手方とするもの
- イ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)に規定する受益証券(証券投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るものに限る。)又は投資証券、投資法人債若しくは外国投資証券(資産を主として有価証券に対する投資として運用すること(有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、外国市場証券先物取引、有価証券店頭指数等先渡取引、有価証券店頭オプション取引又は有価証券店頭指数等スワップ取引を行うことを含む。)を目的とする投資法人又は外国投資法人であつて政令で定めるものが発行するものに限る。)の売買
- 口貸付信託の受益証券の売買
- ハ 預金又は貯金
- 二 運用方法を特定する信託であつてイからハまでに掲げる方法又はコール資金の貸付け若しくは手形の割引により運用するもの
- 五 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの
- イ 有価証券(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百八条の二第三項の規定により国債証券又は外国国債証券とみなされる標準物(ハにおいて 単に「標準物」という。)を含み、前号イ及びロに規定するものを除く。)であつて政令で定めるもの(株式を除く。)の売買
- ロ イの規定により取得した有価証券のうち政令で定めるものの銀行その他政令で定める法人に対する貸付け
- ハ 債券オプション(当事者の一方の意志表示により当事者間において債券(標準物を含む。)の売買契約を成立又は解除させることができる権利であつて政 令で定めるものをいう。)の取得又は付与
- 二 先物外国為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引(金融先物取引所の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。)の対象となるものをいう。)の売買
- ホ 通貨オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引(二の政令で定める取引に該当する ものを除く。)を成立させることができる権利をいう。)の取得又は付与
- へ 運用方法を特定する信託であつて次に掲げる方法により運用するもの
 - (1) イからホまでに掲げる方法
 - (2) 株式の売買であつて政令で定めるところにより証券取引法第二条第二十一項に規定する有価証券指数その他政令で定めるもの(株式に係るものに限る。)の変動と一致するように運用するもの
 - (3) 証券取引法第二条第二十一項に規定する有価証券指数等先物取引及び同条第二十二項に規定する有価証券オプション取引((2)の有価証券指数 その他政令でめるものに係るものに限る。)
 - (4) コール資金の貸付け又は手形の割引
- 2 第百三十条の二第二項の規定は、前項第三号に掲げる投資ー任契約について準用する。
- 3 基金は、第一項第四号イ若しくはロ又は同項第五号イからホまでに掲げる方法により運用する場合においては、金融機関等と当該運用に係る年金給付等積立金の管理の委託に関する契約を締結しなければならない。
- 4 基金は、第一項第五号に掲げる方法により運用する場合においては、政令で定めるところにより、年金給付等積立金の管理及び運用の体制を整備しなければならない。
- 5 第一項の運用は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的に行われなければならない。

資産運用に関する厚生年金保険法等における規定②

厚生年金基金令

(運用の対象となる有価証券)

第三十九条の八

法第百三十六条の三第一項第五号イに規定する政令で定める有価証券は、証券取引法第二条第一項第一号から第四号まで、第七号の四、第八号、第十号及び第十一号に掲げる有価証券、同項第七号及び第七号の二に掲げる有価証券(法第百三十六条の三第一項第四号イに規定するものを除く。)、証券取引法第二条第一項第九号に掲げる有価証券(同項第五号から第六号までに掲げる有価証券の性質を有するものを除く。)並びに法第百三十六条の三第一項第五号イに規定する標準物とする。

(参考)

証券取引法

- 第二条 この法律において「有価証券」とは、次に掲げるものをいう。
- 一 国債証券
- 二 地方債証券
- 三 特別の法律により法人の発行する債券(次号及び第七号の二に掲げるものを除く。)
- 三の二 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)に規定する特定社債券
- 四 社債券(相互会社の社債券を含む。以下同じ。)
- 五•六(略)
- 七 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)に規定する投資信託又は外国投資信託の受益証券
- 七の二 投資信託及び投資法人に関する法律に規定する投資証券若しくは投資法人債券又は外国投資証券
- 七の三 (略)
- 七の四 資産の流動化に関する法律に規定する特定目的信託の受益証券
- 八 法人が事業に必要な資金を調達するために発行する約束手形のうち、内閣府令で定めるもの
- 九 外国又は外国法人の発行する証券又は証書で第一号から第六号まで又は前三号の証券又は証書の性質を有するもの
- 十 外国法人の発行する証券又は証書で銀行業を営む者その他の金銭の貸付けを業として行う者の貸付債権を信託する信託の受益権又はこれに類する権利 を表示するもののうち、内閣府令で定めるもの
- +の二・+の三 (略)
- 十一 前各号に掲げるもののほか、流通性その他の事情を勘案し、公益又は投資者の保護を確保することが必要と認められるものとして政令で定める証券又は証書

2~32 (略)

用

資産運用に関する厚生年金保険法等における規定③

金融商品取引法施行後の厚生年金保険法

(年金給付等積立金の運用)

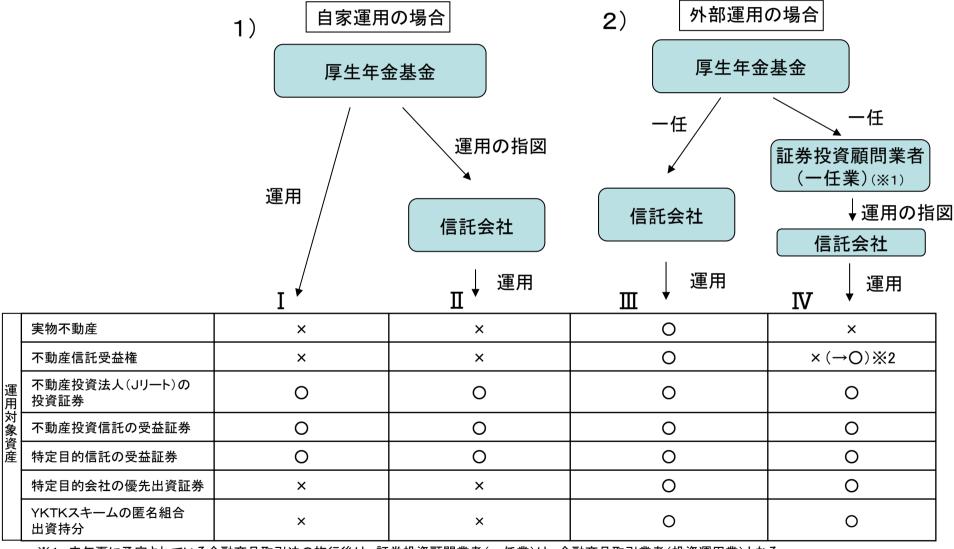
第百三十六条の三

年金給付等積立金は、次に掲げる方法により運用しなければならない。

- 信託会社又は信託業務を営む金融機関への信託(運用方法を特定するものを除く。)
- 二 生命保険会社又は農業協同組合連合会への保険料又は共済掛金の払込み
- 三金融商品取引業者との投資一任契約であつて政令で定めるものの締結
- - イ 投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)に規定する受益証券(証券投資信託又はこれに類する外国投資信託に係るものに限る。)又は投資証券、投資法人債若しくは外国投資証券(資産を主として有価証券に対する投資として運用すること(金融商品取引法第二十八条第八項第六号に規定する有価証券関連デリバティブ取引を行うことを含む。)を目的とする投資法人又は外国投資法人であつて政令で定めるものが発行するものに限る。)の売買
 - ロ貸付信託の受益証券の売買
- ハ 預金又は貯金
- 二 運用方法を特定する信託であつてイからハまでに掲げる方法又はコール資金の貸付け若しくは手形の割引により運用するもの
- 五 次に掲げる方法であつて金融機関等を契約の相手方とするもの
- イ 有価証券(有価証券に係る標準物(金融商品取引法第二条第二十四項第五号に掲げるものをいう。ハにおいて単に「標準物」という。)を含み、前号イ及び ロに規定するものを除く。)であつて政令で定めるもの(株式を除く。)の売買
- ロ イの規定により取得した有価証券のうち政令で定めるものの銀行その他政令で定める法人に対する貸付け
- ハ 債券オプション(当事者の一方の意志表示により当事者間において債券(標準物を含む。)の売買契約を成立又は解除させることができる権利であつて政 令で定めるものをいう。)の取得又は付与
- 二 先物外国為替(外国通貨をもつて表示される支払手段であつて、その売買契約に基づく債権の発生、変更又は消滅に係る取引を当該売買の契約日後の一定の時期に一定の外国為替相場により実行する取引(金融先物取引所(金融商品取引法第二条第十六項に規定する金融商品取引所をいう。第百三十九条第五項において同じ。)の開設する市場において行われる取引又はこれに類する取引であつて、政令で定めるものに該当するものを除く。)の対象となるものをいう。)の売買
- ホ 通貨オプション(当事者の一方の意思表示により当事者間において外国通貨をもつて表示される支払手段の売買取引(二の政令で定める取引に該当するものを除く。)を成立させることができる権利をいう。)の取得又は付与
- へ 運用方法を特定する信託であつて次に掲げる方法により運用するもの
 - (1) イからホまでに掲げる方法
 - (2) 株式の売買であつて政令で定めるところにより金融商品取引法第二条第八項第十一号イに規定する有価証券指標(厚生労働省令で定めるものに限る。以下この号において同じ。)その他政令で定めるもの(株式に係るものに限る。)の変動と一致するように運用するもの
 - (3) 金融商品取引法第二十八条第八項第三号口からホまでに掲げる取引((2)の有価証券指数その他政令で定めるものに係るものに限る。)
 - (4) コール資金の貸付け又は手形の割引
- 2 第百三十条の二第二項の規定は、前項第三号に掲げる投資ー任契約について準用する。
- 3 基金は、第一項第四号イ若しくはロ又は同項第五号イからホまでに掲げる方法により運用する場合においては、金融機関等と当該運用に係る年金給付等積 立金の管理の委託に関する契約を締結しなければならない。
- 4 基金は、第一項第五号に掲げる方法により運用する場合においては、政令で定めるところにより、年金給付等積立金の管理及び運用の体制を整備しなけれ ばならない。
- 5 第一項の運用は、政令で定めるところにより、安全かつ効率的に行われなければならない。

年金における不動産の運用手法の現状

厚生年金保険法第136条の3及び厚生年金保険基金令第39条の8により、自家運用の場合には運用対象資産が、 外部運用の場合には一任業者が限定されている。



^{※1} 来年夏に予定されている金融商品取引法の施行後は、証券投資顧問業者(一任業)は、金融商品取引業者(投資運用業)となる。

^{※2} 来年夏に予定されている金融商品取引法の施行後は、信託受益権が「みなし有価証券」となり、投資運用業の業規制に係る運用対象資産となるため。

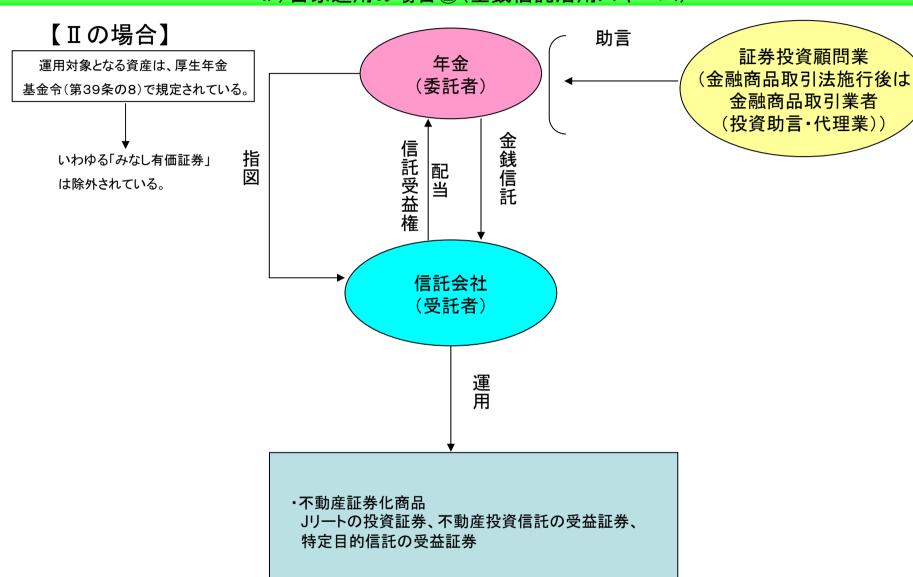
年金における不動産の運用手法の現状 i)自家運用の場合①(投資信託活用スキーム) 【Iの場合】 助言 証券投資顧問業 運用対象となる資産は、厚生年金 (金融商品取引法施行後は 年余 基金令(第39条の8)で規定されている。 (委託者) 金融商品取引業者 [|]→いわゆる「みなし有価証券」は除外されている。 (投資助言・代理業)) 投資証 配当 資産運用会社 ムを活用することにより、 間接的に実物不動産の運用が可能になる。 投資信託委託業者 券 受益証券 配当 代金 代金 委託 運用 代 配当 投信委託業者 受益証券 (委託者) 投資法人 物件 信託受益権 配当 金銭信託 信託会社 保有 指 図 (受託者) 不動産取 物件 信託会社 資産運用 保有 (受託者) 不動産取 引 物件 [投資信託法に基づくスキーム] 保有 不 ビークル(投資法人、信 託)の運用対象となる資 動産取引 引 産は、投資信託法で規 定されている。 •実物不動産 •実物不動産 •実物不動産 ・不動産の信託受益権 等 ・不動産の信託受益権 等 ・不動産の信託受益権 等

(委託者指図型投資信託)

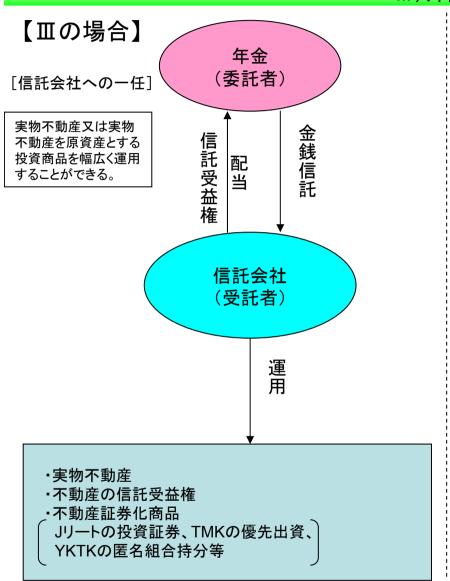
(JIJ-F)

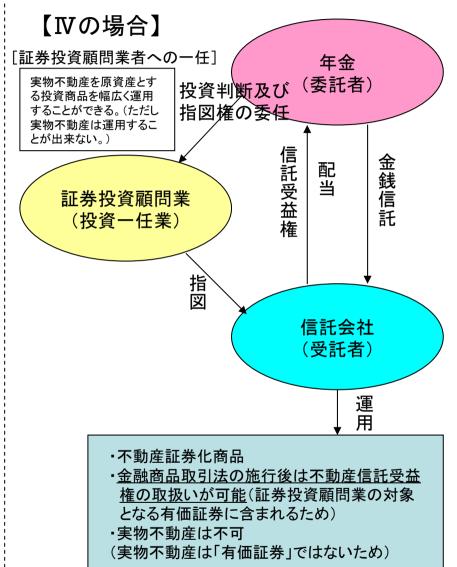
(委託者非指図型投資信託)

年金における不動産の運用手法の現状 ii)自家運用の場合②(金銭信託活用スキーム)

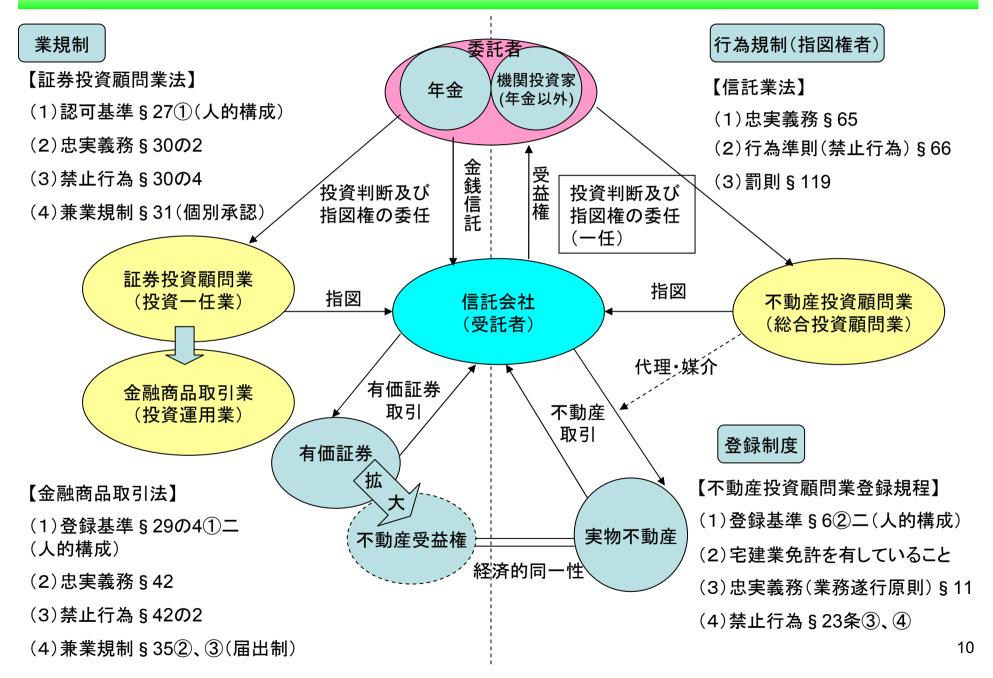


年金における不動産の運用手法の現状 iii)外部運用の場合





年金における不動産の運用手法の現状 iv) 金銭信託活用スキーム(投資顧問付き)



年金基金の事務局体制の状況

日常の資産運用に携わる役職員が1~2名の年金基金が、全体の約9割を占める。

日常の資産運用に係る業務を担当する役職員の人数(兼職を含む)

内 容		基金数	割合
① 1名		621	58.5%
② 2名		323	30.4%
③ 3名		81	7.6%
④ 4名		27	2.5%
⑤ 5名以上		9	0.8%
	回 答	1, 061	98.8%
	無 回 答	13	1.2%

(注)資産運用アンケートの提出があった1074基金の回答を集計。

2005企業年金連合会資産運用実態調査より

上記の体制を踏まえ、年金基金の運用は外部運用にウェイトが置かれているのが現状。

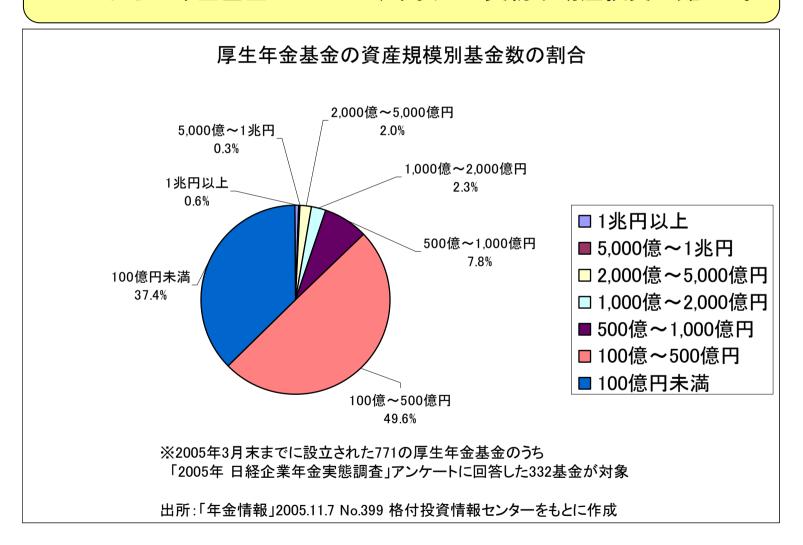
外部運用と自家運用の資産額の割合

区 分	
外部運用	99.9%
自家運用	0.1%
計	100.0%

(注)委託形態別資産額の回答のあった951基金の回答を集計。

年金基金の資産規模別基金数の割合

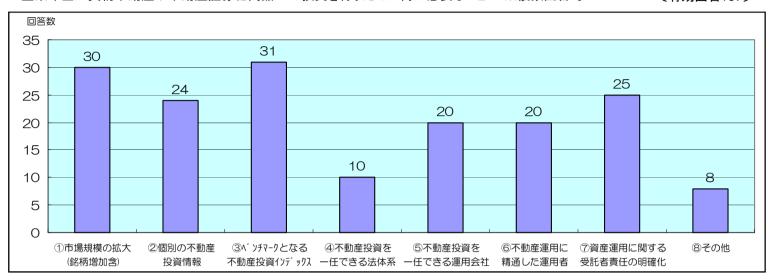
資産規模が1,000億円未満の年金基金が大半を占めることから、これらの年金基金にとっては、単独での実物不動産投資は難しい。



年金基金のニーズの実態

企業年金が実物不動産や不動産証券化商品への投資を行うために何か必要なこと ※複数回答可

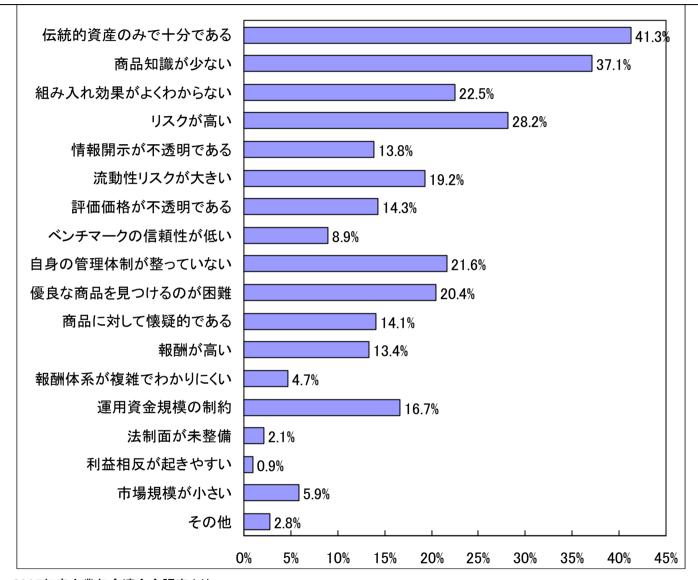
〔有効回答:57〕



- 『⑧その他』に関する記述 ○不動産運用(証券化商品)を理解する信託銀行等の担当者(人材)の充実が必要
 - ○情報の開示、評価基準のガイドラインなどの明示が必要
 - ○流動性の高い不動産投資が一般的になるまで、年金は投資を待った方が得策と考えている
 - 〇年金投資家に限っていえば、不動産運用に関する受託者責任や投資ー任法制の安定化が望まれる。
 - ○市場の透明性の向上
 - ○リスクの所在の明確化,リスク・リターン特性の一般化(ALMへの取組み)
 - ○更なる優良不動産の機関投資家市場への供給が望まれる。このために、会計制度(5%ルール・時価会計) の改革や税制の改革が望まれる。
- ※社団法人不動産証券化協会「『第6回機関投資家の不動産・リート等投資に関するアンケート調査調査』結果報告書」(平成18年8月)より抜粋。
- ○「資産運用に関する受託者責任の明確化」、「不動産投資に一任できる運用会社」、「不動産運用に精通した運用者」、 「不動産投資を一任できる法体系」を挙げている回答が多いことから、責任をもって不動産運用を行うことのできる専門会社に 一任できる仕組みを求めていることが伺える。
- 〇また、「ベンチマークとなる不動産投資インデックス」、「個別の不動産投資情報」を挙げている回答も多いことから不動産投資 情報の環境整備も求めていることが分かる。

不動産投資顧問業者に投資家が求める能力①





2005年度企業年金連合会調査より

※1 本調査は、連合会の会員である厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金を対象に毎年実施しているもの ※2 2005年度の調査対象会員は、1411件(厚生年金基金694件、確定給付企業年金702件、適格退職年金15件)で、

このうち1081件から回答を得て集計したもの

不動産投資顧問業者に投資家が求める能力②

要点

- 不動産投資の一任サービスを提供する事業者には、主として
- ①不動産市場の分析、顧客の投資目的に応じた投資戦略の企画、個別物件の情報収集等の に必要な能力
- ②投資対象不動産についてのデューデリジェンス、価格査定等の 投資段階 に必要な能力
- ③保有物件の適正管理、物件特性に応じたテナントリーシング等の 保有段階 に必要な能力が求められているところ。

事業者(※)に対するアンケート結果より

- ①不動産投資市場の分析
 - 〇「情報収集能力の強化」や「データの蓄積」による分析能力の向上 など
- ②不動産投資に関する一任
 - 〇不動産運用業務全般のスキル。関係法令の習得、法令によって求められる手続きのノウハウ
 - 〇投資及び財務戦略の策定、資産運用の各種リスクマネジメント など
- ③不動産投資についてのデューデリジェンス
 - ○デューデリジェンスを専門業者に発注するなど外注している場合には、外部委託したレポート内容を判断できる知識・スキル
- ④不動産投資に関する運用時の情報開示・説明
 - ○運用資産の状況について適正に判断できる能力
 - ○係数開示におけるレポーティング能力(情報の正確性や作成資料の見易さなど)
 - 〇日常的な不動産運用から、長期的な資産配分や分散投資方針の構築、ポートフォリオ理論等年金運用に関する知識
- ⑤不動産ポートフォリオの管理(資産の購入・売却)
 - 〇将来的に十分な収益性を見込める物件を選別し取得できる能力、物件の運営管理能力、資金調達能力
- ⑥投資不動産の管理
 - ○適正な時期に、適正な価格の工事を行うことの経験、実績、ビルメンテナンス業者を選定することの経験、実績
 - ○経年老化等に対する適切な処置、リーシング戦略、リノベーションスキル
 - ○計画策定能力、対象不動産及び全体ポートフォリオの運用能力、これらの内容を現場、運営側に伝達、実行していくこと
- ※ アンケートの対象は84社。その内訳は、不動産会社(42社)、建設会社、投資信託委託業者(それぞれ8社)、証券会社(5社)、 信託銀行、銀行(それぞれ4社)、投資顧問会社(3社)、その他(10社)となっている。

不動産投資顧問業者に求められる最低限の要件

現行のリート運用会社はリートから不動産投資の一任を受けているが、リート運用会社の参入要件には不動産運用能力を担保する最低限の規定が存在する。

宅地建物取引業法

宅地建物取引業法(抄)

(昭和二十七年六月十日法律第百七十六号)

(取引一任代理等に係る特例)

- 第五十条の二 宅地建物取引業者が、宅地又は建物の売買、交換又は貸借に係る判断の全部又は一部を次に掲げる契約により一任されるとともに当該判断に 基づきこれらの取引の代理又は媒介を行うこと(以下「取引一任代理等」という。)について、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の認可を受けたときは、第三十四条の二及び第三十四条の三の規定は、当該宅地建物取引業者が行う取引一任代理等については、適用しない。
- 一 当該宅地建物取引業者が投資信託及び投資法人に関する法律 (昭和二十六年法律第百九十八号)第六条 の認可を受けて次のイ又は口に掲げる者と締結する当該イ又は口に定める契約
- イ 当該宅地建物取引業者がその運用の指図を行う委託者指図型投資信託(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第一項に規定する委託者指図型投資信託をいう。)の信託財産の受託会社(同法第十五条第一項第一号に規定する受託会社をいう。) 同法第四条 に規定する投資信託契約
- ロ 当該宅地建物取引業者がその資産の運用を行う投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する投資法人をいう。) 同法第 八条第二項に規定する資産運用委託契約
- 二 当該宅地建物取引業者が次のイ又は口に掲げる規定に基づき宅地又は建物の売買、交換又は賃貸に係る業務を受託する場合における当該業務を委託する当該イ又は口に定める者と締結する当該業務の委託に関する契約
- イ 資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二百三条 同法第二条第三項に規定する特定目的会社
- ロ 資産の流動化に関する法律第二百八十四条第二項 同法第二条第十六項に規定する受託信託会社等

(認可の基準等)

第五十条の二の三 国土交通大臣は、第五十条の二第一項の認可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、認可をしてはならない。

- その行おうとする取引一任代理等を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有しないこと。
- こ その営む業務の収支の見込みが良好でなく、取引一任代理等の公正を害するおそれがあること。
- 三 その行おうとする取引一任代理等を公正かつ的確に遂行することができる知識及び経験を有しないこと。
- 2 国土交通大臣は、第五十条の二第一項の認可をしない場合においては、その理由を付した書面をもつて、申請者にその旨を通知しなければならない。
- 3 国土交通大臣は、第五十条の二第一項の認可をした場合であつて、当該宅地建物取引業者が都道府県知事の免許を受けたものであるときは、遅滞なく、その旨を当該都道府県知事に通知しなければならない。

不動産投資顧問業者に求められる最低限の要件

宅地建物取引業法施行規則

宅地建物取引業法施行規則(抄)

(昭和三十二年七月二十二日建設省令第十二号)

(認可の具体的基準)

第十九条の二の二 国土交通大臣は、法第五十条の二第一項の規定による認可の申請が法第五十条の二の三第一項に掲げる基準に該当するかどうかを審査するに当たっては、次の各号のいずれかに該当するかどうかを審査しなければならない。

- 一 法第五十条の二の三第一項第一号 に掲げる基準については、資本金の額が五千万円以上の株式会社(外国の法令に準拠して設立された株式会社と同種類の法人で国内に営業所を有するものを含む。)でないこと。
- 二 法第五十条の二の三第一項第二号 に掲げる基準については、次のイ又は口のいずれかを満たしていないこと。
- イ 今後三年間の純資産額が、五千万円を下回らない水準に維持されると見込まれること。
- ロ 取引一任代理等に係る業務の収支の見込みが、今後三年間に黒字になると見込まれること。
- 三 法第五十条の二の三第一項第三号 に掲げる基準として次のイからへのいずれかを満たしていないこと。
- イ 取引一任代理等に係る業務を公正かつ的確に遂行できる経営体制であり、かつ、経営方針も健全なものであること。
- ロ 役員のうちに、経歴及び業務遂行上の能力等に照らして認可宅地建物取引業者としての業務運営に不適切な資質を有する者がいないこと。
- <u>ハ 重要な使用人のうちに、大規模な投資判断又は宅地若しくは建物の売買、交換、貸借及び管理に係る各判断に関する業務を的確に遂行することができる</u> 知識及び経験を有する者が含まれていること。
- 二 管理部門(法令その他の規則の遵守状況を管理し、その遵守を指導する部門をいう。)の責任者が定められ、法令その他の規則が遵守される体制が整つていること。
- ホ 管理部門の責任者と取引一任代理等に係る業務に係る部門の担当者又はその責任者が兼任していないこと。
- へ 顧客からの資産運用状況の照会に、短時間に回答できる体制となつていること等取引一任代理等に係る業務について管理体制が整備されていること。

他の業者におけるネガティブ情報等の公開①

昨今の構造計算書偽装問題や累次の公共交通機関のトラブル等で大きく揺らいだ住宅・建築物や公共交通等に対する国民の信頼を早期に回復し、安全・安心基盤を確立することが求められている。

国土交通省では、このような状況を踏まえ、事業者等の過去の処分歴や事故等のネガティブ情報を含む情報を公開することで、行政による監督に加え、市場による監視を通じた安全・安心の確保を推進するため、大臣官房長の主宰の下、関係課の課長クラス及び学識経験者のアドバイザーからなる「ネガティブ情報等公開検討連絡委員会」を設けることとした。

委員会においては、各所管におけるネガティブ情報等の公開に関する検討状況等の情報交換、ネガティブ情報等の公開のあり方に関する横断的な検討、ネガティブ情報等のポータルサイトの開設に向けた検討等を行うこととする。



市場規律の確保に有効な手法として、ネガティブ情報等の公開のあり方について、各業界を通じて広範な検討が進められている。

他の業者におけるネガティブ情報等の公開②

宅建業法に基づく公開

◆監督処分の公告

【根拠】宅地建物取引業法第70条

【対象】監督処分(業務停止、免許取消、認可宅地建物取引業者の認可取消) ※指示処分については対象外。

【内容】事業者名、処分年月日、処分の種類、適用条項

【公開主体】 国土交通大臣(大臣免許業者)、都道府県知事(大臣免許業者、各知事免許業者)

【方法】官報(国土交通大臣)、公報(都道府県知事)

◆宅地建物取引業者名簿の閲覧

【根拠】宅地建物取引業法第10条

【対象】 監督処分(指示、業務停止)

※免許取消及び認可宅地建物取引業者の認可取消については対象外。

【内容】事業者名、処分の種類、処分年月日、業務停止期間、適用条項

【公開主体】 国土交通大臣(大臣免許業者)、都道府県知事(大臣免許業者、各知事免許業者)

【方法】閲覧場所において閲覧簿に必要事項を記載の上、業者名簿を閲覧。

他の業者におけるネガティブ情報等の公開③

宅建業法の運用上の公開

◆建設業等行政情報閲覧システム

【対象】 監督処分(指示、業務停止)

※大臣免許業者に係るもののみ。 免許取消、認可宅地建物取引業者の認可取消については対象外。

【内容】事業者名、処分の種類、処分行政庁、 処分年月日、業務停止期間、処分理由

【方法】 地方整備局等の専用端末(事業者名等で検索可能)

平成13年1月運用開始

年間約3600アクセス(宅地建物取引業者関係のみ)

→インターネットでの公開への移行を検討中 平成19年度にシステムを整備、20年度運用 開始予定。

(平成19年度概算要求額 110,384千円) [建設業等の他業種分含む]

【掲載期間】期限は特に定めていない。

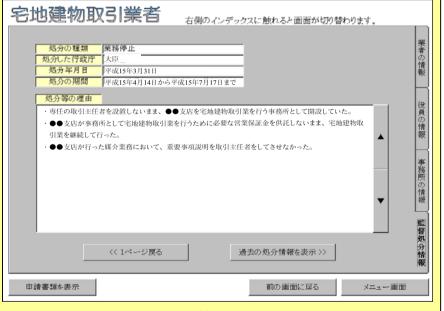
【その他】他の地方整備局等の免許業者に係る 情報も閲覧可能

◆ホームページでの監督処分の内容の公表

・事業者等によるコンプライアンス向上の取組を促進し、

不正行為の未然防止を図るため、国土交通大臣が監督処分を行う場合の統一的な基準を本年11月を目途に 策定し、公表する予定。

- ・当該処分基準において、指示、業務停止、免許取消の各処分内容について公表する旨措置。
- なお、一部の地方整備局においては、既にホームページ上で公表しているところ。



他の業者におけるネガティブ情報等の公開④

宅建業法上の具体例

【2006年9月~10月の処分事例】

· 免許取消処分······ 32件 · 業務停止処分····· 8件

停止期間の内訳 5日間 1件

7日間 2件

1ヶ月間 1件

2ヶ月間 1件

90日間 1件

3ヶ月8日間 1件

5ヶ月間 1件

•指示処分••••• 9件

建設業法上の具体例

【2006年9月~10月の処分事例】

·許可取消処分······ 4件

·営業停止処分····· 10件

停止期間の内訳 7日間 1件

15日間 5件

22日間 1件

30日間 1件

60日間 1件

90日間 1件

金融商品取引業(投資運用業)の制度的枠組み①

〇参入規制

└─ 登録制

【登録の拒否要件】

- •人的要件
 - ・金融商品取引業を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

____ガイドライン等によって具体的要件を規定

- ・株式会社又は外国の法令に準拠して設立された取締役会設置会社と同種類の法人でない者 等
- •財産的要件
 - 資本金の額又は出資の総額が、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に 満たない者
 - ・<u>純財産額(資産の合計金額から負債の合計金額を控除して算出した額)が、</u>公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして政令で定める金額に満たない者
- •兼業規制
 - ・宅地建物取引業又は宅地若しくは建物の賃貸に係る業務を行う場合は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に 届け出なければならない。

〇行為規制

- •禁止行為
 - 利益相反行為の禁止

- ・自己取引の禁止
- ・顧客間取引の禁止
- ・スキャルピングの禁止
- ・通常と異なる条件での取引の禁止
- ・フロントランニングの禁止
- •運用報告書の交付義務
 - ・運用財産について運用報告書を作成し、権利者に交付しなければならない。

辛

等

金融商品取引業(投資運用業)の制度的枠組み②

金融商品取引法

(登録)

第二十九条 金融商品取引業者は、内閣総理大臣の登録を受けた者でなければ、行うことができない。

(登録の拒否)

- 第二十九条の四 内閣総理大臣は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は登録申請書若しくはこれに添付すべき書類若しくは電磁的記録のうちに虚偽の記載若しくは記録があり、若しくは重要な事実の記載若しくは記録が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。
- 一 次のいずれかに該当する者

イ~ハ (略)

二 金融商品取引業(投資助言・代理業を除く。)を適確に遂行するに足りる人的構成を有しない者

二•三 (略)

- 四 第一種金融商品取引業、第二種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合(個人である場合を除く。)にあっては、<u>資本金の額又は出資の総額が、</u>公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものとして<u>政令で定める金額に満たない者</u>
- 五 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合にあっては、次のいずれかに該当する者
- イ 株式会社(取締役会及び監査役又は委員会(会社法第二条第十二号に規定する委員会をいう。)を置くものに限る。) 又は外国の法令に準拠して設立され た取締役会設置会社と同種類の法人(第一種金融商品取引業を行おうとする場合にあっては、当該外国の法令に準拠し、当該外国において第一種金融商 品取引業と同種類の業務を行っている者(これに類するものとして政令で定める者を含む。)であって、国内に営業所又は事務所を有する者に限る。)でない 者
- ロ <u>純資産額(内閣府令で定めるところにより、資産の合計金額から負債の合計金額を控除して算出した額をいう。)が、</u>公益又は投資者保護のため必要かつ 適当なものとして政令で定める金額に満たない者
- ハ <u>他に行っている事業が第三十五条第一項に規定する業務及び同条第二項各号に掲げる業務のいずれにも該当せず</u>、かつ、当該事業に係る損失の危険 の管理が困難であるために投資者保護に支障を生ずると認められる者

ニ~へ (略)

六 (略)

(第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う者の業務の範囲)

第三十五条 (略)

2 金融商品取引業者は、金融商品取引業及び前項の規定により行う業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一~三 (略)

- 四 <u>宅地建物取引業法第二条第二号に規定する宅地建物取引業又は同条第一号に規定する宅地若しくは建物の賃貸に係る業務</u>五~七 (略)
- 3 金融商品取引業者は、前項各号に掲げる業務を行うこととなったときは、内閣府令で定めるところにより、<u>遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出</u>なければならない。

4~7 (略)

金融商品取引業(投資運用業)の制度的枠組み③

金融商品取引法

(禁止行為)

- 第四十二条の二 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業に関して、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、第一号及び第二号に掲げる行為にあっては、 投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして内閣府令で定めるものを除く。
- 一 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 二 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 三 特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指標、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は権利者以外の第三者の利益を 図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 四 通常の取引と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が権利者の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- 五 運用として行う取引に関する情報を利用して、自己の計算において有価証券の売買その他の取引等を行うこと。
- 六 運用財産の運用として行った取引により生じた権利者の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は運用財産の運用として行った取引により生じた権利者の利益に追加するため、当該権利者又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させること(事故による損失の全部又は一部を補てんさせる場合を除く。)。
- 七 前各号に掲げるもののほか、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして内閣府令で定める行為

(運用報告書の交付)

- 第四十二条の七 金融商品取引業者等は、運用財産について、内閣府令で定めるところにより、<u>定期に運用報告書を作成し、当該運用資産に係る知れている権利者に報告</u>しなければならない。ただし、運用報告書を権利者に報告しなくても権利者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。
- 2 第三十四条の二第四項の規定は、前項の規定による運用報告書の交付について準用する。
- 3 金融商品取引業者等は、その行う投資運用業(第二条第八項第十五号に掲げる行為を行う業務に限る。)に関して、第一項の運用報告書を作成したときは、遅滞なく、これを内閣総理大臣に届け出なければならない。ただし、一の運用財産の権利者の数が政令で定める数以下である場合その他投資者の保護に支障を生ずることがない場合として内閣府令で定める場合は、この限りでない。

不動産投資顧問業登録規程について①

概要

- 〇不動産投資顧問業登録規程は平成12年9月1日付建設省告示第1828号により公示・施行
- 〇当規程は、<u>任意の登録申請</u>を行った不動産投資顧問業を営む者(法人、個人)について、審査基準を設け<u>一定水準以上の業務遂行能力</u>を有する業者を登録し情報を開示するとともに、登録業者に投資家保護のための一定のルール遵守を義務付けるものである。

不動産投資顧問業登録規程

(目的)

第一条 この規程は、不動産投資顧問業を営む者について登録制度を実施し、その事業について必要な事項を定めることにより、その業務の適正な運営を確保し、不動産投資顧問業の健全な発達を図り、もって投資者の保護に資する事を目的とする。

(定義)

- 第二条 この規程において「不動産」とは、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第二条第一号に掲げる宅地又は建物をいう。
- 2 この規程において「不動産取引」とは、不動産の売買、交換又は貸借をいう。
- 3 この規程において「投資助言契約」とは、当事者の一方が相手方に対して不動産の価値又は不動産の価値分析に基づく投資判断(投資の対象となる不動産及びその価格並びにその取引の種類、方法及び時期についての判断をいう。以下同じ。)に関し、口頭、文書その他の方法により助言を行うことを約し、相手方がそれに対し報酬を支払うことを約する契約であって、宅地建物取引業法第二条第二号の宅地建物取引業として行う代理又は媒介をする行為の一部として助言を行うことを約する契約及び不動産の鑑定評価に関する法律(昭和三十八年法律第百五十二号)第二条第一項の不動産の鑑定評価を行うことを約する契約以外のものをいう。
- 4 この規程において「投資一任契約」とは、次に掲げる契約であって信託契約以外のものをいう。
- 一 <u>当事者の一方が、相手方から、投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のため不動産取引を行うのに必要な</u>権限を委任されることを内容とする契約
- 二 <u>当事者の一方が、相手方から、投資判断の全部又は一部を一任されるとともに、当該投資判断に基づき当該相手方のため不動産取引を行うのに必要な権限を委任されること並びに当該一任された投資判断及び当該委任された権限の全部又は一部を第十項に規定する者又は投資信託委託業者(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年第百九十八号)第二条第十八項に規定する者をいう。)に再委任することを内容とする契約</u>
- 5 この規程において「不動産投資顧問契約」とは、投資助言契約及び投資一任契約をいう。
- 6 この規程において「一般不動産投資顧問業」とは、顧客に対して投資助言契約に基づく助言を行う営業をいう。
- 7 この規程において「総合不動産投資顧問業」とは、投資一任契約に基づく不動産取引を行う営業並びにその営業及び一般不動産投資顧問業の双方を行う営業をいう。
- 8 この規程において「不動産投資顧問業」とは、一般不動産投資顧問業及び総合不動産投資顧問業をいう。
- 9 この規程において「一般不動産投資顧問業者」とは、第三条第一項の登録を受けて一般不動産投資顧問業を営む者をいう。
- 10 この規程において「総合不動産投資顧問業者」とは、第三条第一項の登録を受けて総合不動産投資顧問業を営む者をいう。
- 11 この規程において「不動産投資顧問業者」とは、一般不動産投資顧問業者及び総合不動産投資顧問業者をいう。

(登録)

- 第三条 不動産投資顧問業を営もうとする者は、この規程の定めるところにより、国土交通省に備える不動産投資顧問業者登録簿に一般不動産投資顧問業者 又は総合不動産投資顧問業者としての登録を受けることができる。
- 2 前項の登録の有効期間は、5年とする。
- 3 第1項の登録の有効期間満了の後引き続き不動産投資顧問業を営もうとする者は、登録の更新を受けることができる。

不動産投資顧問業登録規程について②

一般不動産投資顧問業	総合不動産投資顧問業
不動産投資について助言業務のみを行うもの。	不動産取引の投資一任業務及び助言業務を行うもの
【登録要件】 ●法人、個人問わない。 ●宅地建物取引業の免許は必要としない。 ●財産的要件 法人登録の場合、直近の決算において債務超過となっていないこと。 ●人的要件 申請者個人又は重要な使用人が、 ・ <u>不動産コンサルティング技能登録者・ビル経営管理士・不動産鑑定士・公認会計士・弁護士のいずれかの資格</u> を有すること ・1億円以上の不動産に関する投資判断、助言、売買、貸借、管理等の経験を2年以上の期間にわたり従事したものであること	【登録要件】 ●資本金の額が5千万円以上の株式会社であること。 ●宝地建物取引業の免許を有していること。 ●財産的要件 今後3年間において、純資産額が5千万円を下回らない水準に維持され、かつ投資一任業務の収支見込みが、黒字になると見込まれること。 ●人的要件 ・役員又は重要な使用人のうちに <u>判断業務統括者</u> が置かれ、その者が担当する業務の種類に応じて大規模な投資判断、不動産取引、管理に係る各判断業務を的確に遂行できる知識及び経験を有していること(少なくとも一般と同等の知識、かつ数十億以上の不動産に関する投資、取引又は管理に係る判断業務を2年以上従事したもの。)。 ・管理部門の責任者が定められていること。 ・不動産投資事業部門の担当者及びその責任者と投資一任業務に係る運用部門の担当者及びその責任者が兼任していないこと。 ・顧客からの資産運用状況の照会に短時間で回答できること。

不動産投資顧問業登録規程の策定の経緯について①

規程制定の背景

平成12年当時、不動産投資については、ファンド形式のみならず、機関投資家による直接投資、SPCを使って特定の不動産に投資する者等様々な形態が考えられ、不動産投資市場の拡大に向けさまざまな取組みが見られるようになり、また、政府の経済新生対策(次頁参照)にも記されているとおり、不動産投資に関する専門家の育成が叫ばれた。このような状況下で、広く投資家の行う不動産投資について、投資判断に関し助言を行い、または投資判断及びそれに基づく不動産取引を行う新たなルール作りが必要であった。

検討会の開催

平成10年9月に「不動産の集団投資スキーム等のあり方に関する調査」検討委員会(委員長:岩原紳作(東京大学法学部教授))が設置され、不動産投資顧問業の必要性、あり方等について議論・検討がなされた。(平成11年3月とりまとめ)

その後、平成11年11月に「不動産投資市場整備検討会」(委員長:田村幸太郎(弁護士))を開催し、「今後の不動産投資市場の整備方策」について議論・検討がなされた。

その中間報告の中で、「不動産投資顧問業者」(投資ファンド及び機関投資家等の行う不動産投資について投資判断を行い、その実行又は投資家への助言を行う専門業者)等の新たな仕組みとその基盤整備について提言がなされた。

検討会における中間報告(抜粋)

様々な形態の不動産投資ニーズに的確に対応し、投資家保護を図るとともに、投資資金を適切な不動産事業に結びつけていくためには、ファンドのビークルや 顧客の種類にとらわれない横断的な不動産投資顧問業制度の整備が必要である。特に、年金基金等機関投資家の行う不動産投資の包括的権限を委託される 投資一任業務の拡大を促進するためには、現行の法制上は、法律により適正な不動産投資顧問業者を認可・監督する仕組みが必要となってくると考えられる。 しかし、現状では、不動産投資顧問業者の業務は、助言業務が中心であり、不動産投資ファンドの運用についても、ようやく平成11年9月に不動産特定共同事業のファンド型事業が解禁になったばかりであり、投資法人・投資信託による投資ファンドもこれから制度化がなされる予定である。こうしたことを踏まえると、現時点では、不動産投資顧問業を法律により規制するのではなく、任意の登録制度により事業者の自主的な業務展開を支援し、広範な分野での業態の確立を目指すのが適当である。

したがって、今回整備する不動産投資顧問業の登録制度の基本的性格としては、業者に登録を義務づけるのではなく、任意の登録申請を認め、登録を受けている不動産投資顧問業者については一定水準以上の業務遂行能力を担保するとともに、投資家保護のための一定のルールの遵守を求める仕組みとし、そうした適正な不動産投資顧問業者を一般に公示する制度とするのが適当である。

すなわち、登録に当たっては、申請をした不動産投資顧問業者が①<u>一定の業務遂行能力</u>を有すること、②<u>過去において違法・不当な行為を行っておらず、適切</u>な人的構成を有していること等を審査し、一定の基準を満たす者の登録を認め、登録簿を公開する制度とすべきである。

また、登録を受けた業者が守るべき<u>投資家保護のための一定のルール(利益相反行為の禁止、契約の際の書面の交付等)</u>を定め、当該業者が、<u>違法・不当な業務を行った場合は、登録を取消し等の措置により、ルールの遵守と不適格者の排除</u>を図り、登録を受けている業者の社会的信用を確立するような制度とすべきである。

このような仕組みにより、投資家が登録を受けている不動産投資顧問業者に安心して依頼できるようにし、不動産投資顧問業の業態の確立を目指すのが適当である。

登録制度の創設

新たな不動産業としての「投資顧問業」の健全な育成を図るため、一定水準以上の業務遂行能力を有するものの登録、情報の開示、投資家保護のための一定のルール遵守の義務づけによって、投資家が安心して登録業者と取引ができる仕組みの確立を目指すものとして、<u>平成12年9月1日不動産投資顧問業登録規</u>程を告示、同日施行された。

不動産投資顧問業登録規程の策定の経緯について②

経済新生対策(抄) (平成11年11月11日経済対策閣僚会議)

- Ⅲ、金融市場の活性化と不動産の証券化等
- 2. 不動産の証券化等
- (1)不動産の証券化等
- ①不動産の一層の流動化等を図り、金融イノベーションを促し、より多様で魅力的な商品の組成を可能とするため、投資家保護の視点も踏まえ、SPC法(「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」)の改正法案を次期通常国会に提出するなど、諸制度の整備を図る。
- ②本年9月に創設された投資ファンド型(対象不動産変更型)不動産特定共同事業の活用促進、<u>不動産投資</u> 顧問業制度の創設、商品の共同売買市場の整備、最低出資額制限の撤廃等を行う。
- ③良質な賃貸住宅等の供給を促進する観点から定期借家権の導入に係る法案の早期成立を図る。

不動産投資顧問業の実態について

i)一般不動産投資顧問業

【一般不動産投資顧問業者】

《投資助言契約の実績》

一般不動産投資顧問業者数704業者(H18. 10. 1. 現在)のうち、投資助言契約の実績を有する業者は、195業者(27. 7%)に過ぎない。

規程制定後これまでの<u>投資助言契約の実績は、991件</u>。うち単発的な助言契約は、901件。継続的な助言契約は、90件。助言内容の実態としては以下のとおり。

(単発的な助言契約)

- ・未稼働不動産の資産価格とリスク評価についての助言
- ・投資物件としての適否、賃貸収入の予測、購入後の運用についての助言
- ・投資用不動産の売買に関する助言

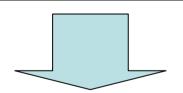
等

(継続的な助言契約)

- •不動産の評価、市場調査、収益性調査、法令上の制限調査についての助言
- 賃貸マンション市場の動向分析についての助言

笙

その他相続不動産の売却に係る助言等不動産コンサルティング業務的なものや、売買に関する助言から仲介業務に発展したものまで多種多様の契約がある。



単発的な助言契約が圧倒的に多い。

これは、不動産取引が頻繁に行われるものではないことから、契約形態も単発的なものになると考えられる。 なお、契約実績が少ない理由は、単独で助言業務を行って、別途手数料等を徴収しているわけではなく、不動産の 売買業務や代理・媒介業務の一環として助言業務を行っていることによる。

不動産投資顧問業の実態について ii)総合不動産投資顧問業

【総合不動産投資顧問業者】

《投資助言契約の実績》

信託銀行(現在、信託銀行の登録は2社のみ)において、数十件の実績がある。

- ・新規投資(商業施設、マンションへ)の実施についての助言
- ・不動産(マンション)の売却についての助言
- ・売却価格の妥当性の検証、売却手続についての助言等

《投資一任契約の実績》

認可宅地建物取引業者の場合には、投資法人との資産運用委託契約としての実績がある。

不動産投資顧問業の実態について iii)不動産投資顧問業(総合)の登録状況について

登録 番号	業者名	登録日	更新日
	森トラスト・アセットマネジメント(株) 住友不動産投資顧問(株) 住友信託銀行(株) みずほ信託銀行(株) ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント(株) オリックス・アセットマネジメント(株) 日本ビルファンドマネジメント(株) (株)東京リアルティ・インベストメント・マネジメント オフィスリートアセットマネジメント(株) (株)インシュアードキャピタル カナル投信(株)	12.10. 5 12.10. 5 12.10. 5 12.10. 5 12.11.29 12.11.29 13. 2.15 13. 4.23 13. 5.18 13. 7. 4 13. 7.24	17.10.5 17.10.5 登録有効期間満了をもって廃業。 17.10.5 17.10.5 登録有効期間満了をもって廃業。 登録有効期間満了をもって廃業。 登録有効期間満了をもって廃業。 登録有効期間満了をもって廃業。 登録有効期間満了をもって廃業。 登録有効期間満了をもって廃業。 登録有効期間満了をもって廃業。
1 2 1 3 1 4 1 5 1 6	(株)プロスペクト プレミア・リート・アドバイザーズ(株) 中央三井信託銀行(株) ジャパン・リート・アドバイザーズ(株) 東急リアル・エステート・インベストメント・マネジメント(株)	13. 9.21 13.10.29 14.10. 3 15. 3.27 15. 7.25	登録有効期間満了をもって廃業。登録有効期間満了をもって廃業。

[※]平成18年12月15日現在、総合不動産投資顧問業の登録業者数は「7」。

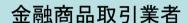
不動産投資顧問業の実態について iv)不動産投資顧問業の登録状況の推移について

	H13.4.1	H14.4.1	H15.4.1	H16.4.1	H17.4.1	H18.4.1	H18.10.1
一般業者登録数	157	500	575	658	697	746	704
一般<新規>	157	351	85	91	60	94	48
一般<廃業>	0	8	10	8	21	45	90
総合業者登録数	7	13	15	16	16	13	8
総合<新規>	7	6	2	1	0	0	0
総合<廃業>	0	0	0	0	0	3	5

[※]平成17年9月1日付で登録規程5年目を迎え、有効期間満了業者が、更新手続開始。更新のタイミングにあわせて、廃業する業者も増加している。

「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」における 宅地建物取引業法の改正内容

- 1. 金融商品の販売・勧誘に関する市場ルールは、証券取引法の改正により横断化(金融商品取引法の制定)
- 2. 不動産が原資産となった金融商品(信託受益権、組合持分権)は、原資産のリスク情報(権利関係等の瑕疵)が取引関係者に的確に説明されるよう措置。(宅地建物取引業法の改正)
- 3. 一方で、円滑な取引を確保する視点から、プロ間取引に適用されるルールは思い切って弾力化。(同上)



[書面の交付]

販売等

投資家(※)

※<u>ただし、不動産投資市場の</u> 一層の拡大を図る観点から プロ間取引等保護を要しない ものは対象外。



(信託受益権、組合持分権)

〇共通項目

販売・勧誘のル

ル

- ·金融商品取引契約の概要
- •手数料、報酬等に関する事項
- ・市場リスクの有無
- ・証拠金、保証金の損失リスクの有無

笙

〇不動産に固有の項目

∫当該業者が宅建業者である場合には取引のプロ` ↓である取引主任者が説明

- ・登記された権利の種類、内容、登記名義人
- ・法令に基づく制限の内容
- •私道負担

等

[行為規制]

- ○虚偽の説明の禁止
- 〇損失補填の禁止
- ○適合性の原則(顧客の知識等に照らして不適当と認められる勧誘の禁止) 等

「信託受益権販売業」の登録を行っている者は412社、そのうち宅建業者は380社(92.2%)(平成18年2月10日現在)

宅建業法における信託受益権等の取引時の情報提供内容について

(重要事項の説明等)

第三十五条 (略)

- 2 (略)
- 3 宅地建物取引業者は、宅地又は建物に係る<u>信託(当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。)の受益権</u>の売主となる場合における売買の相手方に対して、その者が取得しようとしている信託の受益権に係る信託財産である宅地又は建物に関し、その売買の契約が成立するまでの間に、取引主任者をして、少なくとも次に掲げる事項について、これらの事項を記載した書面(第五号において図面を必要とするときは、図面)を交付して説明をさせなければならない。ただし、その売買の相手方の保護のため支障を生ずることがない場合として国土交通省令で定める場合は、この限りでない。
 - 一 当該信託財産である宅地又は建物の上に存する登記された権利の種類及び内容並びに登記名義人又は登記簿の表題部に記録された所有者の氏名(法人にあつては、その名称)
 - 二 当該信託財産である宅地又は建物に係る都市計画法、建築基準法その他の法令に基づく制限で政令で定めるものに関する事項の概要
 - 三 当該信託財産である宅地又は建物に係る私道に関する負担に関する事項
- 四 当該信託財産である宅地又は建物に係る飲用水、電気及びガスの供給並びに排水のための施設の整備の状況(これらの施設が整備されていない場合においては、その整備の見通し及びその整備についての特別の負担に関する事項)
- 五 当該信託財産である宅地又は建物が宅地の造成又は建築に関する工事の完了前のものであるときは、その完了時における形状、構造その他国土交通省令で定める事項
- 六 当該信託財産である建物が建物の区分所有等に関する法律第二条第一項に規定する区分所有権の目的であるものであるときは、当該建物を所有するための一棟の建物の敷地に関する権利の種類及び内容、同条第四項に規定する共用部分に関する規約の定めその他の一棟の建物又はその敷地(一団地内に数棟の建物があつて、その団地内の土地又はこれに関する権利がそれらの建物の所有の共有に属する場合には、その土地を含む。)に関する権利及びこれらの管理又は使用に関する事項で国土交通省令で定めるもの
- 七 その他当該信託の受益権の売買の相手方の保護の必要性を勘案して国土交通省令で定める事項

4.5 (略)

(不動産信託受益権等の売買等に係る特例)

第五十条の二の四 金融商品取引業者(金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者をいう。)又は金融商品仲介業者(同条第12項に規定する金融商品仲介業者をいう。)である宅地建物取引業者が、宅地若しくは建物に係る信託の受益権又は当該受益権に対する投資事業に係る組合契約(民法第667条第1項に規定する組合契約をいう。)、匿名組合契約(商法(明治32条法律第48号)第535条に規定する匿名組合契約をいう。)若しくは投資事業有限責任組合契約(投資事業有限責任組合契約に関する法律(平成10年法律第90号)第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約をいう。)に基づく権利(以下この条において「不動産信託受益権」という。)の売主となる場合又は不動産信託受益権等の売買の代理若しくは媒介をする場合においては、これを当該宅地建物取引業者が宅地又は建物に係る信託(当該宅地建物取引業者を委託者とするものに限る。)の受益権の売主となる場合とみなして第35条第3項から第5項までの規定を適用する。この場合において、同条第3項本文中「売買の相手方に対して」とあるのは「売買の相手方又は代理を依頼した者若しくは媒介に係る売買の各当事者(以下「不動産信託受益権売買等の相手方」という。)に対して」と、「信託の受益権に係る」とあるのは「第50条の2の4に規定する不動産信託受益権等に係る」と、同項ただし書中「売買の相手方」とあり、及び同項第7号中「信託の受益権の売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とあるのは「不動産信託の受益権の売買の相手方」とあるのは「不動産信託受益権売買等の相手方」とあるのは「不動産信

不動産証券化協会認定マスター制度の概要

目的

社団法人不動産証券化協会が、不動産証券化に関する高度な専門知識と高い職業倫理を有する者に「社団法人不動産証券化協会認定マスター」の称号を与え、投資家保護と市場の健全な発展に寄与することを目的として実施するものである。2006年度に創設され、第1回認定者は810名である。第2回筆記試験合格者は657名である。

マスター資格制度の内容

く資格取得まで
>

- 1. 養成講座・修了試験
- 2. 実務経験要件

く資格取得後>

- 3. 継続教育
- 4. 倫理行動モニタリング
- 5. 更新要件

知識編(「不動産証券化とファイナンスの基礎」「不動産の投資分析」「不動産証券化商品の組成と運用」「不動産証券化商品の投資分析」の4科目)と、演習編(「不動産投資分析」「不動産ファイナンス「不動産証券化商品分析」の3科目)で構成されている講座(詳細は別紙)を受講後、修了試験に合格する必要がある。

マスターは毎年一定の継続教育を受ける必要がある。

マスターはその名前がホームページ等に公表され、職業倫理規程に違反した場合には、その名前が公表される。

5年ごとに、継続教育の受講状況の審査と、ピアレビュー(※) を通じた審査によって更新される。

※ピアレビューとは、更新対象者氏名を他のマスターに公表し、専門家として相応しい倫理行動がとられているかについて、意見や更新の異議を募るものである。

不動産証券化協会認定マスター養成講座の内容

知識編

<不動産証券化とファイナンスの基礎>

不動産証券化の概要
不動産市場の実際
金融機関と金融業務に関する基礎知識
投資とファイナンス理論の基礎知識
アセット・ファイナンスの実際
不動産証券化事業に携わる者に
求められる自主行動基準

<不動産の投資分析>

不動産(土地建物)の基礎知識 投資用不動産のデューデリジェンス 不動産の賃貸管理 不動産の運営管理とリノベーション 不動産開発業務の実際 投資用不動産の評価方法

演習編

実務演習: 不動産投資分析

実務演習:

不動産ファイナンス

実務演習: 不動産証券化 商品分析

<不動産証券化商品の組成と運用>

不動産証券化実務の基礎 証券化関連法制 I (スキームを支える契約関係)

証券化関連法制Ⅱ(特別法)

不動産証券化と会計

不動産証券化の税務 不動産証券化の組成と販売に関する 留意点

J-REIT運用実務の実際

<不動産証券化商品の投資分析>

標準偏差リスクとポートフォリオ理論 資本市場の価格決定モデル(CAPM)と ベータ・リスク

信用リスクと不動産証券化 デットファイナンスと

エクイティファイナンス

機関投資家の投資方針と特徴

年金基金の不動産投資の実際

不動産に関する専門的な資格試験について

	宅地建物取引 主任者試験	ビル経営管理士 試験	不動産コンサル ティング技能試験	マスター資格試験
創設年度	昭和32年度	平成3年度	平成4年度	平成18年度
概要	宅地建物の取引に関する実用的な知識を 有するかどうかを判 定する試験	ビルの一生涯にわた る高度な知識を総合 的に有するかどうか を判定する試験	不動産の有効活用や 投資等について、高 い専門知識を有する かどうかを判定する 試験	不動産証券化に関する高度な専門知識と 高い職業倫理を有することを認定する試 験
登録者数 の累計	768, 125	2, 706	26, 620	1, 467
平成18年度 合格率	_	_	_	49.9% (筆記試験終了時点)
平成17年度 合格率	17.3%	70.9%	53.6%	_

[※]証券に関する試験としては、証券分析業務の中で必要とされる専門的知識と技術の習得を認定する「証券アナリスト試験」がある。(詳細については、次頁参照)

証券アナリスト制度概要

証券アナリスト

証券投資の分野において、高度の専門知識と分析技術を応用し、各種情報の分析と投資価値の評価を行い、投資助言や投資管理サービスを提供するプロフェッショナルのこと。

受験について

【主催団体】

社団法人日本証券アナリスト協会

【受験資格】

〇一次試験

社団法人日本証券アナリスト協会実施の講座(一次レベル)修了者

〇二次試験

一次試験合格かつ社団法人日本証券アナリスト協会実施の講座(二次レベル)修了者

※二次試験合格者であって、3年以上の実務経験があれば、日本証券アナリスト協会の検定会員として認定される。

【試験科目】

〇一次試験

「経済」「財務分析」「証券分析とポートフォリオ・マネジメント」の3科目

〇二次試験

一次での3科目に加え「職業論理・行為基準」が加わり、4科目

【合格率】(2005年:第13期)

○一次…45.0%

〇二次…37.2%

沿革

1981年 資格スタート

2001年 検定会員向けに国際的に通用する

『国際公認投資アナリスト試験制度』導入

合格者の属性

2次試験合格者であって、3年以上の実務経験がある検定会員(2006年8月末現在、20,582名)の属性

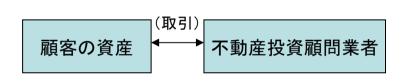
	検定会員数	構成比率
証券会社	4,332	21.0%
銀行	3,412	16.6%
投信委託	1,782	8.7%
信託銀行	1,438	7.0%
生命保険	1,233	6.0%
投資顧問	665	3.2%
調査研究所	529	2.6%
損害保険	424	2.1%
事業会社・その他	6,767	32.9%
合計	20,582	100.0%

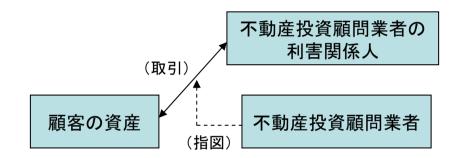
不動産投資ー任サービス業における利益相反行為の想定例①

<自己又は利害関係人 対 顧客>(1)

不動産投資顧問業者の自己勘定と顧客の資産との間で取引を行う際に、顧客の利益を害するケース

不動産投資顧問業者の利害関係人と顧客の資産との間で取引を行う際に、顧客の利害を害するケース





(事例)

<売買の場合>

- ・自己又は利害関係人の所有する不動産を顧客に市場価格より不当な高値で売却するなど顧客の利益を害する行為。 〈賃貸の場合〉
- ・顧客の所有する不動産について、自己又は利害関係人が市場価格より不当に安い賃料で賃借するなど顧客の利益を害する行為。(不動産固有の問題)

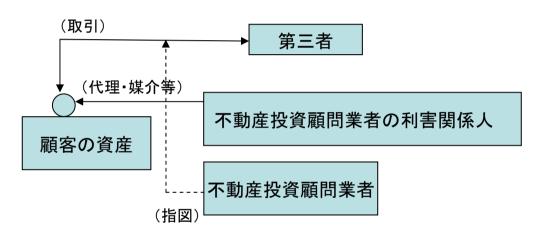
<管理・修繕の場合>

・顧客資産が取得した不動産の管理等を、自己又は利害関係人が行うケースにおいて、提供されるサービスに対して 必要以上の管理の手数料等を徴すること等、顧客の利益を害する行為が行われる場合が考えられる(不動産固有の 問題)が、現在は、管理行為の利益相反行為は規定されていない。

不動産投資ー任サービス業における利益相反行為の想定例②

<利害関係人 対 顧客>(2)

不動産投資顧問業者の利害関係人が、顧客の資産の不動産 取引等において、常に顧客の資産の側の媒介等を行い、顧客 の利益を害する行為



(事例)

<売買の場合>

不動産投資顧問業者の判断により、顧客の資産が不動産市場との間で不動産売買を行う場合、その不動産投資顧問業者の利害関係者が何ら営業努力無く自動的に顧客資産の側の仲介に入り、役務の提供に対して不当に高額な手数料等利益の追求を図り、顧客の利益を害する行為。

く賃貸の場合>

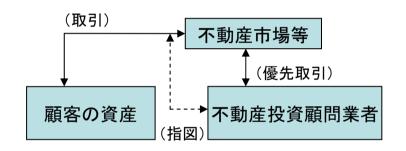
不動産投資顧問業者の判断により、顧客の資産が不動産市場との間で賃貸を行う場合、その不動産 投資顧問業者の利害関係者が何ら営業努力なく自動的に、顧客資産の側の仲介に入り役務の提供 に対して不当に高額な手数料等利益の追求を図り、顧客の利益を害する行為。(不動産固有の問題)

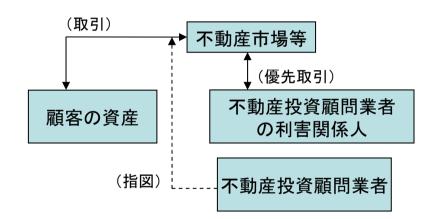
不動産投資ー任サービス業における利益相反行為の想定例③

<自己又は利害関係人 対 顧客>(3)

顧客のニーズと自己のニーズが一致している場合に、自己のニーズを満たす取引を優先する行為

顧客の資産のニーズと利害関係人のニーズが一致 している場合に、利害関係人のニーズを満たす取引 を優先する行為





(事例)

<売買の場合>

・顧客の資産と同種類の自己物件や利害関係人物件を売却する場合、自己や利害関係人がその利益を図るため自己や利害関係人の案件を優先させ、顧客の売却の機会を減らす行為。

く賃貸の場合>

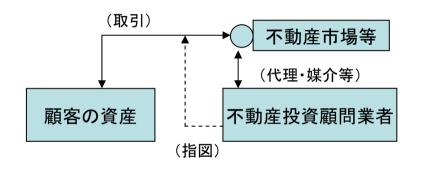
・テナントを入居させる場合、テナントの意向やニーズに係わらず顧客のビルよりも自己や利害関係人のビルの紹介を優先する行為。(不動産固有の問題)

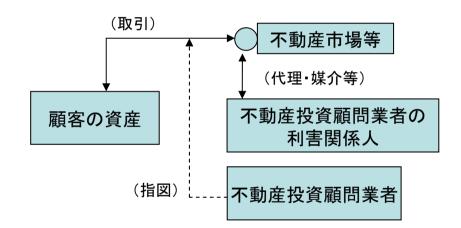
不動産投資ー任サービス業における利益相反行為の想定例(4)

<自己又は利害関係人 対 顧客>(4)

投資顧問業者が、自己の宅建業としての仲介手数料等の利益を追求するために、顧客の資産に対して不必要と思われる頻度や規模の取引指図を行うこと。

投資顧問業者が、利害関係人の宅建業としての仲介 手数料等の利益を追求するために、顧客の資産に対して不必要と思われる頻度や規模の取引指図を行うこと。





(事例)

<売買の場合>

自己や利害関係人の宅建業としての仲介手数料等の利益を追求すべく、顧客の資産を使って頻繁に売買の取引 を繰り返し顧客の利益を害する行為。

く賃貸の場合>

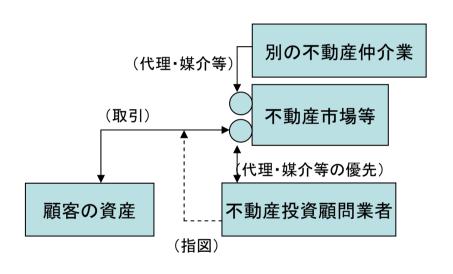
自己や利害関係人の宅建業としての仲介手数料等の利益を追求すべく、顧客の資産について、テナントの入れ替えを繰り返し顧客の利益を害する行為。(不動産固有の問題)

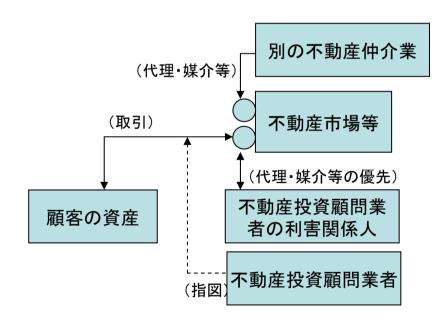
不動産投資ー任サービス業における利益相反行為の想定例⑤

<自己又は利害関係人 対 顧客>(5)

顧客資産に対して不動産取引指図を行うに当たり、自己の利益を図るために自己が仲介等を行う案件を正当な根拠なく優先する行為

顧客資産に対して不動産取引指図を行うに当たり、利 害関係人の利益を図るために利害関係人が仲介等を 行う案件を正当な根拠なく優先する行為





(事例)

<売買の場合>

顧客資産の運用として不動産投資を行うにあたり、自己・利害関係人が仲介である案件を他の販売・仲介等の案件よりも、正当な根拠なく優先する行為。

く賃貸の場合>

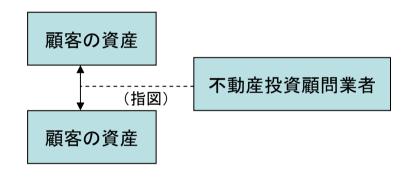
顧客資産の運用として投資した不動産のテナント募集等を行うにあたり、自己・利害関係人が仲介等する案件を、他の販売・仲介等の案件よりも、正当な根拠なく優先する行為。(不動産固有の問題)

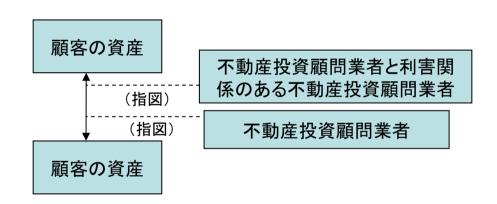
不動産投資一任サービス業における利益相反行為の想定例⑥

<顧客 対 顧客>(1)

複数の顧客資産間の取引などにおいて、一方の利益のためにもう一方の利益を害する取引等を行うケース

顧客資産と、その投資顧問業者と利害関係のある 別の投資顧問業者の顧客の資産との取引などにお いて、一方の利益のためにもう一方の利益を害する 取引等を行うケース





(事例)

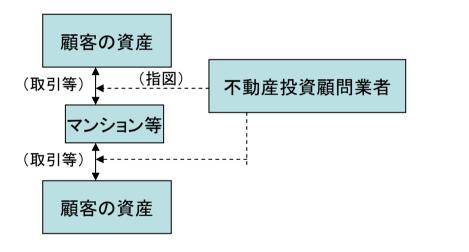
- く売買の場合>
- 一方の顧客の不動産を明らかに不当な条件でもう一方の顧客資産に売却する行為。
- く賃貸の場合>
- ・一方の顧客のビルAのテナントの契約終了時に、もう一方の顧客のビルBの空室率の改善を図るために、正当な理由なく当該テナントをビルBに移転させる行為。(不動産固有の問題)

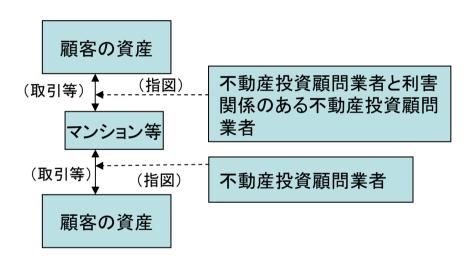
不動産投資一任サービス業における利益相反行為の想定例⑦

<顧客 対 顧客>(2)

マンション等の共有持分を一方の顧客の資産で所有し、その意図を説明せず、もう一方の顧客の資産で残りの共有持分を取得する等の行為で、どちらか一方の顧客の利益を害する取引のケース

マンション等の共有持分を一方の顧客の資産で所有し、その不動産投資顧問業者と利害関係のある不動産投資顧問業者の顧客の資産で、その意図の説明無く、残りの共有持分を取得する等の行為で、どちらか一方の顧客の利益を害する取引のケース





(事例)

<売買の場合>

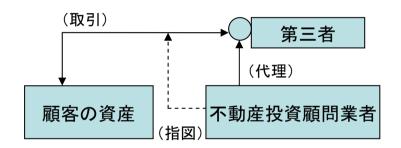
・一方の顧客資産で取得した不動産の価値を高めるために、別の顧客にその意図を説明せず別の顧客財産で隣接地等を取得する等、一方の資産の運用によってもう一方の資産の利益を追求する行為。

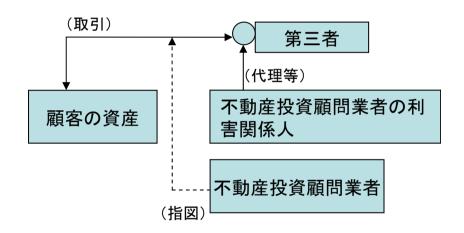
不動産投資ー任サービス業における利益相反行為の想定例(8)

<第三者(宅建業者としての顧客) 対 顧客>(3)

不動産投資顧問業者が、顧客の資産の取引の相手 方の代理人等になり、相手方の利益のために顧客 の利益を害する行為

不動産投資顧問業者の利害関係人が、顧客の資産 の取引の相手方の代理人等になり、相手方の利益 のために顧客の利益を害する行為





(事例)

<売買の場合>

不動産投資顧問業者が、顧客の資産と第三者との売買等の不動産取引等を行うにあたり、宅建業者としての自己若しくは利害関係人が、顧客の了解なく売買等の相手側となり、売買等の相手側のため顧客にとって不当な条件等で取引する行為。

<賃貸の場合>

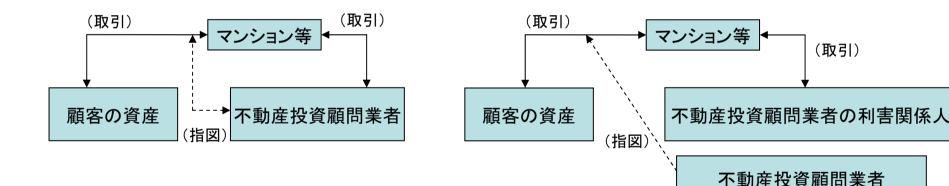
不動産投資顧問業者が、テナントとの賃貸等の取引を行うにあたり、宅建業者としての自己若しくは利害関係人が、 顧客の了解なくテナント側の代理人となり、売買等の相手側やテナント側のため顧客にとって不当な条件等で取引 する行為。(不動産固有の問題)

不動産投資ー任サービス業における利益相反行為の想定例(9)

<自己又は利害関係人の利益を図る目的>

マンション等の共有持分を自己で所有し、顧客の資産で残りの共有持分を取得する等の行為で、顧客にその意図を説明せず、顧客の資産を使って自己で所有する共有持分の価値等を高め不動産投資顧問業者自らが利益を得ようとするケース

マンション等の共有持分を不動産投資顧問業者の利害関係人が所有し、顧客の資産で残りの共有持分を取得する等の行為で、顧客にその意図を説明せず、顧客の資産を使って不動産投資顧問業者の利害関係人の所有する共有持分の価値等を高め利害関係人が利益を得ようとするケース



(事例)

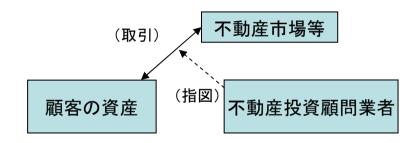
<売買の場合>

・自己や利害関係人が保有する不動産と一体と見なされるもう一方の不動産を、顧客に説明無く顧客資産で取得する等により、一体処分で高値による売却が可能となることで、自己や利害関係人の利益を得ようとする行為。

不動産投資一任サービス業における利益相反行為の想定例⑩

<顧客の利益を害することとなる場合>

顧客資産の利益を害するような取引であって、不動産市場等で通常の取引条件と 異なる条件等で取引を行う行為



(事例)

<売買の場合>

・市場価格より不当に高い価格で物件を買い取り、顧客の利益を害することとなる行為。

不動産投資一任サービス業における利益相反行為の想定例と不動産投資顧問業登録規程との関係

不動産投資顧問業登録規程における 利益相反対行為に関する条文	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	10
自己又はその取締役との不動産取引であって、自己又はその取締役の利益を図るため顧客の利益を害することとなるものを行うこと。 (23③(5))	0	×	×	×	×	×	×	×	×	×
投資一任契約を締結した顧客相互間において、他の顧客の利益を図るため特定の顧客の利益を害することとなる投資判断に基づく不動産取引を行うこと。(23③(6))	×	×	×	×	×	0	×	×	×	×
特定の不動産に関し、総合投資顧問業者が 行った不動産取引に基づく価格の変動を利用 して、自己又は当該顧客以外の第三者の利 益を図る目的をもって、正当な根拠を有しな い投資判断に基づく不動産取引を行うこと。 (23③(7))	×	×	×	×	×	×	0	×	0	×
通常の取引の条件と異なる条件であり、かつ、 当該条件での取引が当該顧客の利益を害す ることとなる条件での投資判断に基づく不動 産取引を行うこと(第六号に掲げる行為に該 当するものを除く。)。(23③(8))	×	×	×	×	×	×	×	0	×	0
総合不動産投資顧問業者の利害関係人又はその顧客の利益を図るため、当該総合不動産投資顧問業者が締結した投資一任契約に係る顧客の利益を害することとなる条件での投資判断に基づく不動産取引を行うこと。(23④(1))	×	0	O (自益 おし) (※)	×	〇 己 益 つ ※ 利 な ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	×	×	×	×	×
総合不動産投資顧問業者の利害関係人の利益を図るため、投資判断に基づく不動産取引の方針、運用する資産の純資産額又は市場の状況に照らして不必要と認められる不動産取引を行うこと。(23④(2))	×	×	×	0	×	×	×	×	×	×

^{※「}自己利益なし」とは、「自己取引ではなく、『自己の利益を図るため、顧客の利害を害することとなる』事例に適用される規定が存在しない」ことを意味する。

不動産投資顧問業データベースについて

概要

不動産投資顧問業登録規程(平成12年建設省告示第1828号)第3条第1項の規定に基づき、不動産投資顧問業者登録簿に登録された不動産投資顧問業者を、条件を指定して検索することができる。 国土交通省の委託を受けて土地総合研究所が作成したものである。

具体例



2. 法人・個人の別 法人

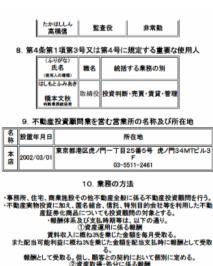
3. 商号又は名称 もりとらすと・あせっとまねじめんとかぶしきがいしゃ 森トラスト・アセットマネジメント株式会社

> 4. 氏 名 む6たまさき 村田正樹

5. 資本金額 400,000,000円

6. 役員

(ふりがな) 氏名	役職名	常勤・非常勤の別
むらたまさき 村田正樹	代表取締役社長	常勤
こたけまさし 小竹正嗣	取締役	常勤
たなかはじめ 田中輩	取締役	常勤
はしもとふみあき 橋本文秋	取締役	常勤



・報酬体系及び支払時期等は、以下の通り。
①資産運用に係る報酬
資料収入に概ね3%を乗じた金額を毎月受取る。
また配当可能利益に概ね3%を乗じた金額を経過支払時に報酬として受取る。
報酬として受取る。但し、顧客との契約において個別に定める。
②資産取得・場分に係る報酬
取得時の報酬として取得した的精力の機能として完却価格に概ね0.05%を乗じた金額を受取る。
②政費法人、国民報告、特定目的会社等の設立企園に係る報酬
当該法人、国名報合、特定目的会社等の設立企園に係る報酬
当該法人、国名報合、特定目的会社等の設立企園に係る報酬
当該法人、国名報合、特定目的会社等の設立企園に係る報酬
当該法人、国名報合、特定目的会社等の設立企園に係る報酬
当該法人、国名報合、特定目的会社等の設立企園に係る報酬
当該法人、国名報合、特定目的会社等の設立企園に係る報酬
当該法人、国名報告額無として受取る。。
②和資法人、国名報告額無として受取る。但し、顧客との契約に おいて個別に定める。
《本額を技術とに係る相談料 相談案件ごとに対象となる不動産の評価額もしくは取引価額に一定の料 集じた金額、もしくは相談1件ごとに相談内容に応じて受当と思われる金額 を 定め報酬とする。受取時期については相談内容に応じて優別に定って ⑤子の他の報酬
不動産の管理業務として資料に報込るから5%を乗じた金額を報息 受取る。

11. 既に有している免許、許	可、認可又は	登録
業の種類	免許等の番 号	免許等の年月 日
(1)投資信託及び投資法人に関する法律第 6条の認可	内閣総理大 臣第10号	2001/06/20
(2)宅地建物取引業法第3条第1項の免許	建設大臣(2) 6009号	2005/04/20
(3)有価証券に係る投資顧問業の規制等に 関する法律第4条の登録		
(4)有価証券に係る投資顧問業の規制等に 関する法律第24条第1項の認可		
(5)不動産特定共同事業法第3条第1項の 許可		

12. 不動産投資顧問業以外の事業の種類及び内容・投資信託及び証券投資法人に関する法律改正後の、投資法人の設立企園人としての業務及び投資法人資産運用業立に投資信託委託業・不勘度仲介業・不勘度仲介業・不勘定サイタント業・不断を対しなり、業

・不助座刊77条
・不動産コンサルタント業
・その他上記乗務に関連又は付随する一切の業務
・自己の計算で行う不動産投資事業については該当なし

13 主要株主の商号、名称又は氏名及び住所

13. 主要体主の関ラ、名称又は氏名及び住所										
(ふりがな) 商号、名称又は氏名	保有する株式 の数 又は出資の金 額	割合	住所							
もりとらすとかぶしきがいしゃ 森トラスト株式会社	5,200株	65%	東京都港区虎ノ門2-3 -17							
かぶしきがいしゃばるこ 株式会社パルコ	800株	10%	東京都豊島区南池袋1- 28-2							
かぶしきがいしゃそんぽじゃばん 株式会社損保ジャパン	800株	10%	東京都新宿区西新宿1- 26-1							
かぶしきがいしゃみついすみとも ぎんこう 株式会社三井住友銀行	400株	5%	東京都千代田区有楽町1 -1-2							
かぶしきがいしゃゆーえふじぇー ぎんこう 株式会社ユーエフジェイ銀 行	400株	5%	愛知県名古屋市中区錦3 -21-24							
かぶしきがいしゃみずほこーぼ れーとぎんこう 株式会社みずほコーポレ ート銀行	400株	5%	東京都千代田区丸の内1 -3-3							

14. 役員の兼職の状況

(ふりがな)役員の氏名	常務に従事している他の会社の商号及び業務の種類 又は他に営んでいる事業の種類
むらたまさき 村田正樹	森トラスト総合リート投資法人
たかはししん	森トラスト株式会社(不動産業)

15. 最終の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書又は損失処理計算書

(1)貸借対照表 なし (2)損益計算書 なし (3)利益処分計算書又は損失処理計算書なし

GIPSについて

GIPSとは

グローバル投資パフォーマンス基準(Global Investment Performance Standards – GIPS)とは、資産運用会社による運用実績の公正な表示と完全な開示(fair representation and full disclosure)を確保するために定められた、国際共通基準(1999年制定、2005年改訂)をいう。最初のGIPSはCFA協会(Chartered Financial Analyst Institute:バージニア州)がスポンサーとなってGIPS委員会(後のIPC(投資パフォーマンス協会))を設置し、1999年に策定。

目的

- 投資パフォーマンスを計算、提示するための世界共通のベスト・プラクティスを定め、普及させることにより、 資産運用会社の投資パフォーマンス記録の信頼性と比較可能性をグローバル・ベースで高める。
- 対等な立場でのグローバルな市場参入を可能とする「パスポート」として機能することにより、資産運用会社 間の公正でグローバルな競争を促進する。
- 資産運用業界による「自主規制」という考え方をグローバル・ベースで普及させる。

不動産に関する改訂

2006年1月1日から発効したGIPS改訂版では、新たな投資分野として、不動産に関する規定が盛り込まれている。

不動産投資については、少なくとも1年ごとに市場価値(Market Value)で評価することが必須とされ、さらに、2008年1月1日以降の運用実績については、少なくとも四半期ごとの評価が必須となる。また、少なくとも3年ごとに不動産鑑定士等による外部評価が必須となる。

また、不動産投資のパフォーマンス提示では、構成リターン(component returns)の計算方法、会社の投資ー任の概略、評価方法・手続、評価の情報源、コンポジットの市場価値総額に占める外部評価された不動産投資の割合、外部評価人による評価の頻度等の開示が必須となる。

GIPSの具体例①

パフォーマンス実績表 Sample Reality Management Firm コア不動産コンポジット 1995年1月1日-2004年12月31日

	フィ	一控除前リター	-ン		コンポジット	NCREIF			年	度末コンポジッ	۲	会社の	会社の純資
	インカム・	キャピタル・		リターンの	の	不動産指数 ポ	ペートフォリオ	純	資産	レバレッジの	外部評価	- 純資産総額	産総額に
年度	リターン	リターン	合計	範囲	散らばり	ベンチマーク	数	(百万	米ドル)	割合	の割合	(百万米ドル)	占める割合
1995	5.1%	-4.0%	0.8%	0.7-1.0	N/A	-5.6%	<5	\$	79	43%	100%	\$ 950	8%
1996	5.5%	-0.9%	4.5%	4.0-5.0	N/A	-4.3%	<5	\$	143	49%	100%	\$ 989	14%
1997	6.9%	-1.5%	5.3%	5.0-5.4	N/A	1.4%	<5	\$	217	56%	100%	\$ 1,219	18%
1998	8.1%	0.9%	9.1%	8.9-9.7	N/A	6.4%	<5	\$	296	54%	100%	\$ 1,375	22%
1999	8.9%	1.7%	10.8%	9.9-11.0	N/A	7.5%	<5	\$	319	50%	100%	\$ 1,425	22%
2000	9.0%	0.5%	9.6%	9.1-10.9	0.7	10.3%	5	\$	367	45%	100%	\$ 1,532	24%
2001	9.1%	1.2%	10.5%	10.0-10.7	0.3	13.9%	5	\$	349	39%	100%	\$ 1,712	20%
2002	7.9%	1.8%	9.9%	9.8-10.5	0.3	16.3%	6	\$	398	31%	100%	\$ 1,796	22%
2003	8.5%	2.9%	11.5%	10.9-12.0	0.5	11.1%	6	\$	425	28%	100%	\$ 1,924	22%
2004	8.2%	2.5%	10.8%	9.9-11.8	8.0	12.0%	7	\$	432	22%	100%	\$ 1,954	22%
年率設定来	k時間加重4	又益率											
	7.7%	0.5%	8.0%			6.7%							
年率設定来	K内部収益 率	阵											
			7.8%										

GIPSの具体例②

例:Sample Realty Management Firm

開示事項

準拠表明文

Sample Realty Management Firm は、グローバル投資パフォーマンス基準(GIPS)に準拠してこの報告書を作成し、提示している。

会社

Sample Realty Management Firm (以下、会社)は、ABCキャピタル社の子会社であり、1940年投資顧問会社法に基づき登録された投資顧問会社である。会社は、完全所有不動産およびジョイント・ベンチャーへの投資の選択、資本還元、資産運用、処分に関する完全な裁量権を有する。会社の全コンポジットの一覧表およびそれらの概略は、請求に応じて提供可能である。

コンポジット

「コア不動産コンポジット」(以下、コンポジット)は、インカム収入を重視したコア投資とリスク戦略に従って、会社により運用される、運用実績のあるフィーを課す投資ー任ポートフォリオで構成されている。当初最低資産額は1,000万ドルである。当初は適合したポートフォリオでも、後日、資金の流出によって資産規模が必要最低資産額を下回った場合、コンポジットから除外される。コンポジットは1998年に構築された。コンポジットの散らばりは、そのポートフォリオの資産額加重平均リターンの標準偏差により測定される。

評価

資産は、会社により四半期ごとに評価され、独立した不動産鑑定協会会員(Member of the Appraisal Institute)により年次ベースで鑑定評価されている。不動産の内部評価および外部評価は、いずれも、各不動産の期待保有期間における将来のフリーキャッシュフロー(レバレッジなしのキャッシュフロー)と資本還元された最終価値の予測値に市場割引率を適用する手法に主として依拠している。不動産抵当証券や不動産証券、不動産ローンは、現行のローンの条件が当該ローンにかかる即時返済の可能性を排除している場合、比較可能な不動産ローンに一般的に適用されている金利を使って時価評価される。ローンの返済手数料が存在する場合は、予想売却年度において生じたものと見なす。

GIPSの具体例③

パフォーマンス実績の計算

リターンは米ドル建てであり、レバレッジ控除後で提示している。コンポジット・リターンは、期首時価に基づく資産額加重平均ベースで計算されている。リターンは、現金、現金相当資産および関連金利収入を含む。インカム・リターンは、発生主義で認識される稼得インカムに基づく。資本的支出、テナントの改善およびリース料は、資本還元されて不動産コストに含まれ、償却されることなく、評価プロセスを通じて照合された上で、キャピタル・リターンに反映される。四半期リターンを幾何リンクしているため、インカム・リターンとキャピタル・リターンの合計がトータル・リターンに一致しない場合がある。年次リターンは、四半期リターンを幾何リンクして計算される時間加重収益率である。年率化した設定来時間加重収益率の計算では、最終価値はコンポジットの純資産の期末市場価値に基づく。設定来内部収益率の計算では、1995年1月1日以降の投資家からの出資金と投資家への分配金、および2004年12月31日現在におけるコンポジットの純資産の期末市場価値に等しい最終価値を使用している。内部収益率(IRR)は月次キャッシュフローを使用して計算される。GIPS基準に準拠したリターンの計算と報告に係る方針に関する追加情報は、請求に応じて提供可能である。

運用報酬

所定のベンチマークに対する超過内部収益率の10%から20%の範囲でインセンティブ・フィーを支払うポートフォリオが含まれる。 現行の年間投資顧問報酬率は次のとおりである。

> 3,000万ドル以下: 1.6% 3,000万ドル超 5,000万ドル以下: 1.3% 5,000万ドル超: 1.0%

NCREIF不動産指数によるベンチマーク

全米不動産投資受託者協議会(NCREIF)不動産指数によるベンチマークは公開情報源から取得している。

NCREIF不動産指数は、レバレッジの適用がなく、さまざまな不動産の形態を含んでおり、現金およびその他の非不動産関連の 資産、負債、インカム、費用を除外している。ベンチマークは四半期ごとにインカム・リターンとキャピタル・リターンを合計してトータ ル・リターンを算出しているため、ベンチマークの計算方法とコンポジットで採用された計算方法は一致しない。

わが国におけるGIPS準拠の状況

わが国における基準への準拠状況(2003年4月現在)は以下のとおりである。その後の資産運用業界の統廃合、新規準拠会社の追加等により、準拠会社数に若干変動があると考えられるが、これら準拠会社が企業年金資産残高総額に占める割合は9割に上っている。

(2003年4月現在、日本国内)

準拠会社数	準拠会社のうち 検証(※)を受けている会社 数	準拠会社のうち、 外資系運用会社数
67	58	39

- ※「検証」とは、独立の第三者(監査法人等)によりパフォーマンス測定プロセスと手続きのレビューを受けること。
- (注1)準拠表明会社67社(SAAJ-IPS準拠51社、AIMR-PPS準拠14社を含む)の業態別内訳は、信託銀行13社、生命保険5社、投資顧問49社。信託銀行は企業年金受託実績のある14社中の13社が準拠、生命保険は企業年金受託残高上位10社中の5社が準拠。
- (注2)準拠表明会社67社の企業年金受託残高合計が企業年金資産残高総額(約79兆円)に占める割合は、約90% (2003年3月末時点。)

(証券アナリスト ジャーナル5月号123頁より)

GIPS準拠等の活用事例

年金積立金管理運用独立行政法人では、定期的に運用受託機関の見直しを行っているが、当該運用受託機関の公募要項では、以下のような応募資格を求めている。

(外国債券アクティブ運用の例)

- ① 運用実績では、GIPSに準拠表明した運用実績であり、かつ、第3者(監査法人)の検証を 受けている運用実績を求めている。
- ② また、運用実績の参考資料として、「GIPS等準拠の開示フォーム」の提出を求めている。
- ③「組織・運用体制の推移」の項目では、「アナリスト検定会員数」という一定の専門的知識を有する者の数の推移をチェックしている。

年金積立金管理運用独立行政法人HP(http://www.gpif.go.jp/news/news01.html)をもとに 国土交通省で作成

米国における年金基金の投資特性①

下表調査の回答者全体でみると、不動産投資総額に対する構成率は実物不動産投資が43.9%で最も多く、コミングルファンドが20.3%で次に多く、さらにREITは17.1%と続く。

年金の資産規模が大きいグループと小さいグループを比較した場合、大きいグループでは、実物不動産投資のシェアが46.1%と高くなる一方、コミングルファンドのシェアが15.1%と低くなっている。一方、小さいグループは実物不動産投資とコミングルファンドの割合はほとんど変わらない。また、REITに関しては資産規模の大小による差異は存在しない。

	回答者全体	資産規模別の不動産投	:資総額に対する構成率
	不動産投資総額に対する構成率	資産規模250億\$以上の年金基金	資産規模250億\$未満の年金基金
実物不動産投資	43.9	46.1	37.7
コミングルファンド	20.3	15.1	35.6
REIT	17.1	16.5	18.8
その他	18.5	22.4	8.0
合計	100.0	100.0	100.0

(出所)Pension Real Estate Association (2005) "Plan Sponsor Research Report" published in Marchより作成。 PREA協会メンバーで調査期間(1996~2004年)を通じて不動産投資を継続している68基金を対象としている。 (注)合計は端数処理により必ずしも一致しない。

米国における年金基金の投資特性②

私募不動産投資を、運用戦略別、規模別にみると、多くの年金が、コアと位置づける運用戦略をとっていることが分かる。この傾向は資産 規模が大きい場合においてより強くなっている。一方で、私募不動産投資の一定割合については、オポチュニスティックとしても位置づけて おり、分散戦略をとっていることも分かる。

戦略別・規模別の私募不動産投資の状況

	回答社会	全体	年金の資産規模別の 私募不動産持分構成率(%)			
	金額(100万\$)	構成率(%)	250億\$以上	250億\$未満		
コア	73,401	70.4	72.0	66.3		
バリューアッデッド	18,134	17.4	16.2	20.5		
オポチュニスティック	12,684	12.2	11.8	13.1		
合計	104,219	100.0	100.0	100.0		

(出所)Pension Real Estate Association (2005)"Plan Sponsor Research Report" published in Marchより作成

(注)合計は端数処理のため必ずしも一致しない。

現在の米国における投資顧問業者の業態

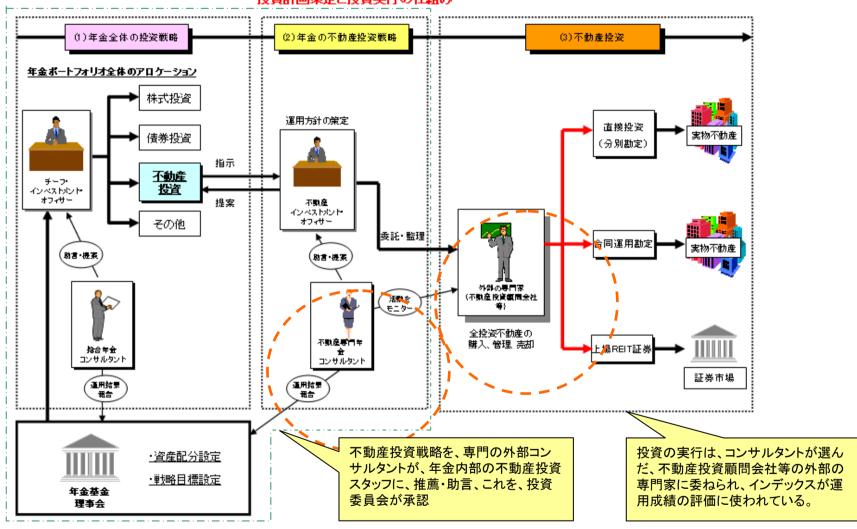
米国の不動産投資顧問会社上位50社のうち、不動産業を専業に行っている会社の割合は非常に高い。 (上位50社のうち、専業度が50%以上の会社は41社(82%))

単位:100万ドル

ID	不動産投資顧問会社	立地市	州	不動産投資 総枠①	米国内機関投資家 資産②	専業度(①/②)	不動産投資済 持分③	不動産エクィティ投 資度(③/①)	不動産投資運用 一任勘定額④	一任勘定比率 (④/①)	米国内REIT 運用額(参考)	REIT運用資産率 (⑤/(①+⑤)
	TIAA-CREF	New York	NY	\$41,564	\$322,431	12.9%	\$17,248	41.5%	\$41,564	100.0%	\$3,248	7.2%
2	Prudential Real Estate Investors	Parsippany	NJ	\$26,285	\$26,286	100.0%	\$11,488	43.7%	\$26,249	99.9%		
3	JPMorgan Asset Management	New York	NY	\$21,002	\$128,782	16.3%	\$14,632	69.7%	\$18,129	86.3%	\$414	1.9%
4	Principal Real Estate Investors LLC	Des Moines	IA	\$20,904	\$21,578	96.9%	\$7,815	37.4%	\$15,388	73.6%	\$673	3.1%
5	RREEF/DB Real Estate	San Francisco	CA	\$13,814	\$20,822	66.3%	\$11,910	86.2%	\$13,170	95.3%	\$4,287	23.7%
6	UBS Realty Investors LLC	Hartford	CT	\$11,284	\$12,251	92.1%	\$7,843	69.5%	\$11,284	100.0%	\$51	0.4%
7	ING Clarion/ING Real Estate	New York	NY	\$10,761	\$12,754	84.4%	\$8,209	76.3%	\$5,802	53.9%	\$1,993	15.6%
8	Morgan Stanley	New York	NY	\$8,579	\$75,684	11.3%	\$6,444	75.1%	\$6,628	77.3%	\$2,873	25.1%
9	INVESCO Real Estate	Dallas	TX	\$7,570	\$10,794	70.1%	\$6,515	86.1%	\$4,655	61.5%	\$1,530	16.8%
10	Heitman	Chicago	IL	\$7,501	\$8,701	86.2%	\$4,305	57.4%	\$1,449	19.3%	\$1,200	13.8%
11	CB Richard Ellis Investors LLC	Los Angeles	CA	\$7,491	\$7,903	94.8%	\$4,532	60.5%	\$6,130	81.8%	\$412	5.2%
12	BlackRock Realty Advisors Inc.	Florham Park	NJ	\$7,446	\$7,446	100.0%	\$7,446	100.0%	\$6,560	88.1%		
13	Kennedy Associates Real Estate Counsel Inc.	Seattle	WA	\$6,612	\$6,612	100.0%	\$5,619	85.0%	\$6,002	90.8%		
	General Motors Asset Management	New York	NY	\$5,989	\$154,076	3.9%	\$5,619	93.8%	\$5,989	100.0%	\$2,904	32.7%
15	LaSalle Investment Management Inc.	Chicago	IL	\$5,054	\$9,777	51.7%	\$5,054	100.0%	\$3,395	67.2%	\$2,204	30.4%
16	New York Life Investment Management LLC	New York	NY	\$4,516	\$85,116	5.3%	\$1,058	23.4%	\$1,230	27.2%		
	AEW Capital Management LP	Boston	MA	\$3,988	\$8,665	46.0%	\$3,988	100.0%	\$2,116	53.1%	\$4,446	52.7%
	Starwood Capital Group LLC	Greenwich	CT	\$3,750	\$4,125	90.9%	\$1,860	49.6%	\$3,750	100.0%	* .,	
	Sentinel Real Estate Corp.	New York	NY	\$2,819	\$4.137	68.1%	\$2,207	78.3%	\$1,473	52.3%		
	GE Asset Management Inc.	Stamford	CT	\$2,727	\$69,917	3.9%	\$2,640	96.8%	\$2,727	100.0%	\$23	0.8%
	Westbrook Partners	New York	NY	\$2,575	\$2,575	100.0%	\$1,729	67.1%	\$2,575	100.0%		
	Capri Capital Advisors	Chicago	IL.	\$2,535	\$2,535	100.0%	\$2,014	79.4%	\$2,535	100.0%		
23	Lowe Enterprises Investment Management LLC	Los Angeles	CA	\$2,423	\$2,423	100.0%	\$1,574	65.0%	\$1,907	78.7%		
	Union Labor Life Insurance Co.	Washington	DC	\$2,394	\$2,394	100.0%	Ψ.,σ	00.070	\$2,394	100.0%		
	Beacon Capital Partners LLC	Boston	MA	\$2,319	\$2,319	100.0%	\$1,700	73.3%	\$2,319	100.0%		
	AFL-CIO Building Investment Trust	Washington	DC	\$2,228	\$2,250	99.0%	\$1,743	78.2%	\$2,228	100.0%		
	MacFarlane Partners	San Francisco	CA	\$2,198	\$2,198	100.0%	\$1,009	45.9%	\$2,198	100.0%		
	American Realty Advisors	Glendale	CA	\$2,133	\$2,574	82.9%	\$1,349	63.2%	\$2,133	100.0%		
	KBS Realty Advisors	Newport Beach	CA	\$2,118	\$2,255	93.9%	\$2,118	100.0%	\$1,246	58.8%		
	Shorenstein Properties LLC	San Francisco	CA	\$1,933	\$1,933	100.0%	\$745	38.5%	\$1,933	100.0%		
	Forest Investment Associates	Atlanta	GA	\$1,933 \$1.865	\$1,933 \$1.865	100.0%	Ψ/4J	30.376	\$1,865	100.0%		
	Blackstone Real Estate Advisors	New York	NY	\$1,760	\$1,760 \$1,760	100.0%	\$1,160	65.9%	\$1,760	100.0%		
33	L&B Realty Advisors LLP	Dallas	TX	\$1,760 \$1.749	\$1,760 \$2,193	79.8%	\$1,533	87.7%	\$935	53.5%		
34	Hancock Timber Resource Group	Boston	MA	\$1,749 \$1,720	\$2,193 \$1,720	100.0%	φ1,333	01.170	\$1.365	79.4%		
-	Cornerstone Real Estate Advisers LLC	Hartford	CT	\$1,720 \$1.712	\$1,720 \$2,226	76.9%	£4.400	02.60/	\$1,365 \$1,255	73.3%		
	Russell Investment Group	Tacoma	WA	\$1,712 \$1,636	\$2,226 \$45,000	3.6%	\$1,432 \$1,513	83.6% 92.5%	\$1,255 \$1.636	73.3% 100.0%	\$323	16.5%
					\$45,000 \$1.565	100.0%	\$1,513	92.5%		100.0%		10.5%
-	Prima Capital Advisors LLC	Scarsdale	NY	\$1,565					\$1,565			
	Regions Morgan Keegan Timberland Group	Atlanta	GA	\$1,524	\$1,524	100.0%	04.000	00.00/	\$1,524	100.0%		
	DRA Advisors LLC	New York	NY	\$1,521	\$1,521	100.0%	\$1,062	69.8%	\$1,436	94.4%		
	Campbell Group LLC	Portland	OR	\$1,490	\$1,490	100.0%				/		
	Grantham, Mayo, Van Otterloo & Co. LLC	Boston	MA	\$1,408	\$71,787	2.0%			\$662	47.0%	\$256	15.4%
	Commonwealth Realty Advisors Inc.	Chicago	IL.	\$1,328	\$1,328	100.0%	\$805	60.6%	\$8	0.6%		
	Sarofim Realty Advisors Co.	Dallas	TX	\$1,322	\$1,322	100.0%	\$1,252	94.7%	\$76	5.7%		
	Washington Capital Management Inc.	Seattle	WA	\$1,297	\$2,216	58.5%	\$502	38.7%	\$1,172	90.4%		
	AMB Capital Partners LLC	San Francisco	CA	\$1,288	\$1,753	73.5%	\$965	74.9%	\$970	75.3%		
	Colony Capital LLC	Los Angeles	CA	\$1,272	\$1,272	100.0%	\$1,112	87.4%	\$1,272	100.0%		
47	Goldman, Sachs & Co.	New York	NY	\$1,252	\$1,252	100.0%	\$1,040	83.1%	\$1,252	100.0%		
	BPG Properties Ltd.	Philadelphia	PA	\$1,200	\$2,400	50.0%	\$800	66.7%	\$1,200	100.0%		
	Global Forest Partners LP	West Lebanon	NH	\$1,145	\$1,145	100.0%			\$1,109	96.9%		
50	Henderson Global Investors	Chicago	IL	\$1,081	\$1,731	62.4%	\$781	72.2%	\$603	55.8%		

現在の米国年金基金の投資に至るまでの業務フロ一図

投資計画策定と投資実行の仕組み



※不動産専門年金コンサルタント:一般的な不動産投資顧問会社ではなく、年金という顧客の機能を代替し、年金による不動産運用戦略の策定(Developing Strategy for Real Estate Investment)に協力し、不動産投資顧問会社やファンドの選択、モニタリングによる運用評価を行うコンサルタント。米国では、TownsendやCallanなどが、この業態の大手となっている。

米国の投資顧問業法の概要

米国の不動産投資顧問業者は、年金基金に対し、不動産投資顧問業務を行う場合、<u>証券投資顧問業法上</u>の登録が要求される。

(→ただし、証券投資顧問業法においては、実物不動産への投資は対象外であり、また、不動産関連の有価証券投資を行う場合の特別な定めはない。)

これは、ERISA法上、不動産投資顧問業者が、年金基金から投資の一任を受ける投資マネージャーになるためには、SECへの登録が必要であるからである。(詳細は9頁参照)

この証券投資顧問業法自体は、厳しい適格要件や経歴制限を投資顧問業者に求めているわけではないが、証券取引委員会(SEC)による投資顧問業者への検査や、登録申請書・年次報告書及びこれらの訂正届出書が公衆縦覧されることとなっている。(ただし、ERISA法とは異なり、分散投資のような、運用面に至るまでの規定はない。)

(※)ERISA法(1974年制定)とは、Employee Retirement Income Security Act(従業員退職所得保障法)の 略称であり、企業年金加入者の年金受給権を保障することを主目的とした、米国のみならず、世界で最初 の包括的年金法である。

米国の投資顧問業法の規則における具体的規制①

要点

- ・運用資産額が3000万 \$以上の場合
- ・運用資産額が2500万\$以上3000万\$未満の場合
- ・運用資産額が2500万 \$ 未満の場合

SECの登録が必要。

SECの登録は任意。

SECの登録は不可。

投資顧問業者が、ERISA法により、年金基金から投資の一任を受ける投資マネージャーになるためには、SECへの登録が必要。(詳細は9頁参照)

概訳

証券投資顧問業規則(登録関係)

- (規則 203A-1(a)(1)) 当該州の投資顧問業者として登録し本社を設け事業を行っている場合には、運用資産の額が3,000万ドル未満であるか、1940年投資会社法(Investment Company Act of 1940)によって登録されている投資会社に対する投資顧問業務を行う場合でないか、のいずれかであれば、投資顧問業者としてSECに登録する必要はない(州の登録が必要)。
- (規則 203A-1(a)(2)) 2,500万ドルから3,000万ドルまでの運用資産を持つ投資顧問業者の場合の例外。上記(a)にかかわらず、州にて登録済みもしくは登録が必要な投資顧問業者は、従来の2,500万ドル以上で3,000万ドルを超えない運用資産額であっても、SECに登録することができる。ただし、1940年投資会社法によって登録されている投資会社に対する投資顧問業務を行う場合にはSECに登録しなければならない。
- (規則 203A-1(b)(1)) 州に登録している投資顧問業者は、運用資産の額が3,000万ドルを超えた場合は、90日以内にSECに登録しなければならない。
- (規則 203A-1(b)(2)) 2,500万ドル以下に運用額が減少した場合で、かつ、90日間たっても回復しない場合には、SECには登録できなくなる。 (規則 203A-2 (a)) 投資顧問業者で全国的に認知された格付がある組織の場合、SEC登録を禁止されることはない。
- (規則 203A-2 (b)) 投資顧問業者が、運用資産規模が5,000万ドル以上の年金コンサルタントの場合、あるいはERISA法に基づく従業員福利プランや公的年金プラン等に対する助言を行う年金コンサルタントの場合、SEC登録を禁止されることはない。

米国の投資顧問業法の規則における具体的規制②

要点

- ・登録投資顧問業者は、真性で正確かつ現状を示す帳簿や証憑記録を投資顧問業務に関連して作成し 保管しなければならない。
- ・登録投資顧問業者は、顧問となったクライアントや今後のクライアントに対し、書面による情報開示を行 う必要がある。

概訳

証券投資顧問業規則(情報開示関係)

- (規則 204-2) 投資顧問業者は、登録によって、真性で正確かつ現状を示す帳簿や証憑記録を投資顧問業務に関連して作成し保管しなければならない。これには日々のジャーナル(出納帳)、一般的帳簿、証憑、証券売買の注文やキャンセル等にかかるメモランダム、チェックブック、銀行勘定、請求書、財務諸表、内部監査、投資顧問によるアドバイス内容を示す書状等、一任取引等の裁量権によって実施した取引の明細書、権限委任状、すべての契約書、通知、回覧、広告宣伝、新聞記事等、すべての取引の記録、修正、クライアントの受領確認、その他すべての記録が含まれる。
- (規則 204-3) 投資顧問業者は、登録によって、顧問となったクライアントや今後のクライアントに対し、書面(フォームADV(※))により情報開示を行う必要がある。
- (規則 206(4)-4) 投資顧問業者は、クライアントや今後のクライアントに対し、一任による運用の裁量を与えられていたり、クライアントのファンドや証券の管理を行っている場合、500ドルを超える顧問料の6ヶ月以上前払いを要求する場合、同顧問業の能力を損なう可能性がある財務状況や、クライアントとの約定に対応する能力の評価に影響を与えるような法的もしくは懲戒的な状況について開示を怠れば、詐欺や作為的行為とみなされる。

(※)フォームADV

①業者情報(商号、本店所在地など)、②SECに登録をする資格の有無、③会社、個人、パートナーシップなど組織形態、④他の投資顧問業者の業務を譲り受けているか否かなど、⑤顧問業務に関する情報(従業員の数、顧客の数や属性、報酬体系、運用資産額、顧問業務の種類など)、⑥他業の種類、⑦関係者に銀行、証券、保険、商品投資顧問その他の金融業に従事しているものがいるか、⑧顧客取引への参加又は利害関係(業者・顧客間の証券取引の有無、推奨証券を自己のために売買することの有無、利害関係を有する証券を推奨することの有無など、⑨顧客資産のカストディを行っているか否かなど、⑩業者を直接又は間接に支配する者の有無など、⑪業者の制裁歴などの開示、⑩小規模企業であるか否かなど

米国の投資顧問業法の規則における具体的規制(3)

要点

- ・インサイダー取引防止のための情報管理の内部統制構築義務(204条A)
- ・スキャルピング・不実広告・過当取引・利益相反の不開示の禁止。(206条(1)の解釈による)
- ・顧客への開示と同意なしに、顧客の相手方となって取引してはならない。(206条(3))
- ・広告の規制・顧客資産の分別保管・帳簿作成義務・独立会計士による監査、顧客紹介料の支払の規制、 顧客紹介とブローカーへの注文の関係の開示(206条(4)に基づく規則)

概訳

証券投資顧問業法(行為規範関係)

- (法204A) 本法第204条の適用を受けるすべての投資顧問業者は、当該投資顧問業者又はその提携関係者が、本法若しくは1934年証券取引所法、またはそれらにもとづく規則に違反して、重要な非公開情報を悪用することを防止するために、当該投資顧問の業務の性質を考慮した上で合理的に立案された文書による政策および手続を定め、維持し、かつ実施しなければならない。SECは、重要な非公開情報が本法もしくは1934年証券取引所法(またはそれらにもとづく規則)に違反して悪用されることを防止するために、合理的に立案された特定の政策または手続を要求する規則を、SECが公益または投資者保護上必要または適当と認める方法によって制定しなければならない。
- (法206) 投資顧問業者が郵便または州際通商の手段もしくは方法を直接または間接に利用して次の各号に掲げる行為を行うことは不法である。
 - (1) 顧客又は顧客となるべき者から詐取するために策略、計略又は技巧を用いること。
 - (2) 顧客又は顧客となるべき者に対して詐欺又は欺瞞となる取引、慣行又は業務に関与すること。
 - (3) 顧客に対して取引の完了前に書面で取引における自己の資格を明らかにした上で当該取引についての顧客の同意を得ることをしないで、事情を知りながら、当該顧客を相手方とする証券売買の自己取引を行い、又は当該顧客の計算において証券の委託売買を行うことについて当該顧客以外の者のブローカーとして取引すること。本号の禁止規定は、ブローカー又はディーラーがいずれかの取引に関して投資顧問業者として行動していない場合における当該ブローカー又はディーラーの行う顧客との取引については適用しない。
 - (4) 詐欺的、欺瞞的又は相場操縦的な行為、慣行又は業務に関与すること。SECは本号の目的上、詐欺的、欺瞞的又は相場操縦的な行為、慣行又は業務とは何であるかを定義し、これを防止するための合理的な方法を想定する規則を制定しなければならない。

ERISA法と投資顧問業の関係①

①ERISA法における投資顧問業者の位置付け

ERISA法においては、指名受認者(named fiduciary)が年金基金プランの最高責任者であり、「年金基金プラン運営・管理」を統括しており、信託受託者(trustee)が「年金基金プラン資産の運営・管理」に責任を持つ構造になっている。ここで、信託受託者のほかに、投資を任される投資マネジャーがいる場合(信託受託者は原則として必置だが、自家運用が可能であることからもわかるように、投資マネジャーの活用は必須ではない)、さらにその内枠にある「投資」を任されていると考えられる。投資マネジャーが任命され、年金基金プラン資産の一定部分の管理、取得、処分がそれに任された場合、信託受託者はその部分の権限、義務及び責任を免除される。その結果、ERISA法における義務が投資マネージャーに課せられる。

そして、この投資マネージャーの定義の一つとして、投資顧問業法上の登録業者が含まれている。(§3(38))

年金基金プランの運営・管理(担当:指名受認者)

年金基金プラン資産の運営・管理(担当:信託受託者)

投資(担当:信託受託者及び投資マネジャー)

以上については、『年金資産運営のためのエリサ法ガイド』 石垣修一 より抜粋・引用して作成。

ERISA法と投資顧問業との関係②

②ERISA法における受託者責任(§ 404)

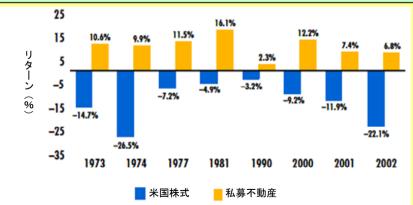
〇受託者(fiduciary)とは、①委託者の信任を受け受益者のために行動する者、②そのために広範な裁量権を有する者とされ、年金基金プラン管理者(plan administrator)やトラスティ(trustee)、その他、対価を得て投資アドバイスを提供する地位にある者などが該当する。 ERISA法では、受託者に対し、以下の義務が課せられている。

①忠実義務

- ・受託者は、加入者・受給者の利益のことだけを考え、彼らに給付金を提供するという唯一の目的のために行動すること。雇用主(employer)の利益のために資産を使ってはならない。
- ・受託者自身の利益のために資産を扱ったり、制度の利益と相反する立場に身を置いてはならない。
- ②善管注意義務
- ・受託者は、同程度の能力を有し同じ様な課題に精通している慎重な者(prudent man)が、同じ様な特徴と目的をもつ事業を行う時に発揮するような注意、技術、慎重さ、勤勉さをもって責務を果たさなければならない(プルーデントマン・ルール)。
- ・受託者は、分散投資をしないことが明らかに慎重である場合を除いて、リスクを軽減するために、年金の資産を分散投資しなければならない。



- ○受託者責任→分散投資に関する解釈(DOL CFR 2509.94-1 Interpretive Bulletinより)
- 現状の運用資産のリターンが、利用できる代替的な運用資産のリスクが同等なのに低い場合や、同等のリターンなのに利用できる代替的な運用資産よりも現状の運用資産のリスクが高いーという場合は、投資がプルーデントに行われていないこととなる。
- "Other facts and circumstances relevant to an investment or investment course of action would, in the view of the Department, include consideration of the expected return on alternative investments with similar risks available to the plan.... an investment will not be prudent if it would be expected to provide a plan with a lower rate of return than available alternative investments with commensurate degrees of risk or is riskier than alternative available investments with commensurate rates of return."
- 〇 米国の株式のリターンがマイナスであった年の私募不動産投資のパフォーマンスをみると、下図のように、プラスとなっており、私募不動産投資は、株式投資が低調である時に、それを補う役割を担っている。従って、このような役割を担う不動産に投資を行わない場合には、分散投資の効果を十分に追及していないこととなる。

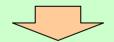


(出所) Pension Real Estate Association (2005) "Quarterly, Fall"

ERISA法と投資顧問業の関係③

③ERISA法における禁止取引(§406)と適用除外(§408)等

- OERISA法は、取引が次の項目に、直接または間接に該当していることを知っているか、知りうべき場合、年金基金プランがその取引に関与することを禁止している。(ただし、§408に定められたように、別途の許可を得た場合を除く。)
- ① 年金基金プランと利害関係者との間の財産の売却、交換または賃貸
- ② 年金基金プランと利害関係者との間の金銭の貸付またはその他信用供与
- ③ 年金基金プランと利害関係者との間の財物、役務、施設の供与
- ④ 年金基金プランの利害関係者への譲渡、または利害関係者の便益のための年金基金プラン資産の使用
- ⑤ 年金基金プランによる § 407に違反した(10%を超える等)スポンサー企業の株式やスポンサー企業の不動産の取得(→企業が倒産した場合はリスク増となるため)
- 〇これに対し、§ 408では、法令上の適用除外項目を設けている。適用除外となるのは、加入者への一定の融資や、適切な対価による不動産の賃貸、従業員持株制度のための融資、連邦や州の行政機関規定による金融機関に対する預金などである。
- ○さらに、ERISA法では、次のような場合には、個別に、あるいは、類別された受認者、または類別された取引ごとに、労働省への申請に応じて適用除外(=取引が可能)となる。
- ① 管理上実現可能であり、
- ② 年金基金プラン及び加入者と受給権者の利益に適っており、
- ③ 年金基金プランの加入者と受給権者の権利を擁護するものであること。
- 〇しかし、§ 408の範囲は狭く、個別に、あるいは、類別された受認者、または類別された取引ごとの申請については、個々の状況を 調べる必要があるため、長時間を要することがある。また、金融資産とは異なり、不動産の取り扱いには難しいものがある。(気がつ かないうちに関連会社に運用資産のオフィス床をリースするなど。)このため、運用不動産取得のタイミングを失い、多額の機会損失 が生じたり、規定違反を犯したりする懸念が生じる。



〇こうした問題を回避するために、<u>米国労働省は、1984年3月13日に、禁止取引適用除外クラス84-14(Prohibited Transaction Class Exemption 84-14)の通達を行っている。通称、QPAMs(Qualified Professional Asset Managers:適格投資顧問業者)適用除外と呼ばれるが、これは、実務運用上のガイドラインを示すことで、適用除外の範囲をある程度明確にするものである。</u>